

神石高原町障害者プラン及び
第5期障害福祉計画
第1期障害児福祉計画

平成30年3月

目

次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要	2
1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	3
4 計画の対象者	4
5 法令・制度改正の動向	5
6 国・県の計画策定動向等	6
7 国の障害者基本計画（第4次）の概要	7
8 計画の策定にあたって	8
第2章 障害のある人を取り巻く環境	10
1 人口動態	10
2 障害者の状況	11
（1）障害者手帳所持者の状況	11
（2）身体障害者の状況	12
（3）知的障害者の状況	14
（4）精神障害者の状況	15
3 障害者調査からみる生活実態	16
（1）収入	16
（2）自分の考えや希望を気軽に話せる人	17
（3）昼間の過ごし方	18
（4）外出時に困ることや心配	19
（5）福祉施策の充実に必要なこと	20
（6）障害福祉サービス等の利用について	21
第2部 障害者プラン	23
第1章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 計画の基本目標	24
3 施策の体系	26
第2章 分野別施策の方向	27
1 生活支援	27
（1）相談支援体制の充実	27
（2）在宅福祉サービスの充実	29
2 保健・医療	33
（1）早期発見・早期療養	33
（2）保健・医療サービス	34
（3）精神保健と難病疾患対策の推進	35
3 教育、スポーツ・文化活動等の振興	36
（1）就学前教育・保育・療育	36
（2）スポーツ・文化活動等の振興	38
4 雇用・就業、経済的自立の支援	38
（1）障害者雇用の促進	39
（2）福祉的就労対策の充実	40
（3）経済的自立の支援	41
5 生活環境	42
（1）福祉のまちづくりの推進	42
（2）居住環境の整備・バリアフリー化の促進	42

(3) 移動交通手段の充実.....	44
6 情報アクセシビリティ.....	45
(1) 情報収集・提供の充実.....	45
(2) コミュニケーション支援の充実.....	46
7 安全・安心.....	46
(1) 防災対策の推進.....	47
(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止.....	47
8 差別の解消及び権利擁護の推進.....	48
(1) 障害を理由とする差別解消の推進.....	48
(2) 権利擁護の推進.....	49
9 行政サービス等における配慮.....	50
第3部 障害福祉計画（第5期）.....	51
第1章 計画の基本的考え方.....	52
第2章 障害福祉サービスの事業量の推計.....	54
1 障害福祉サービス.....	54
2 相談支援.....	61
3 地域生活支援事業.....	63
4 平成32年度に向けた成果目標.....	69
第4部 障害児福祉計画（第1期）.....	73
1 基本的考え方.....	74
2 児童福祉サービス.....	75
3 平成32年度に向けた成果目標.....	79

第 1 部 総論

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

国では、平成18年に国連総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の締結に先立ち、「障害者基本法」の一部改正、「障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）」の制定、「障害者自立支援法」を改正した「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」の制定等の法整備を行ってきました。これら一連の国内法の整備を経て、平成26年1月に「障害者の権利に関する条約」が批准され、障害のある人の権利の実現に向けた取組が、一層強化されることになりました。

平成28年4月には「障害者差別解消法」が施行され、同5月には「障害者総合支援法」等のさらなる改正が行われる等、障害のある人を取りまく制度や環境は、大きく変化しています。法改正等は計画内容に大きく影響することから、これらの関連する法制度と計画との整合性をとりつつ、新たな課題やニーズに対応していく必要があります。

広島県では、平成26年4月に、平成26年度から平成30年度までの5年間を計画期間とする「第3次広島県障害者プラン」を策定し、障害者施策を総合的に推進しています。

本町においても、平成20年3月に「神石高原町障害者プラン」を策定して以来、「ノーマライゼーション」、「リハビリテーション」、「エンパワメント」を基本理念として総合的、計画的に障害者施策に取り組んできました。

平成24年3月には障害者自立支援法に基づく「神石高原町第3期障害福祉計画」を策定し、同法に基づく障害福祉サービス等の充実を図り、また、新たな課題やニーズに対応するため、平成27年3月に障害者基本法及び障害者総合支援法に基づく「神石高原町第4期障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援に総合的に取り組んでいます。

このたび、両計画の計画期間が終了することや児童福祉法等が改正されたことから、国の動向を踏まえ、本町におけるより一層の障害者福祉施策の充実を図るため、平成30年度からの10年間を計画期間とする「神石高原町障害者プラン」及び平成30年度から3年間を計画期間とする「神石高原町第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 根拠法令

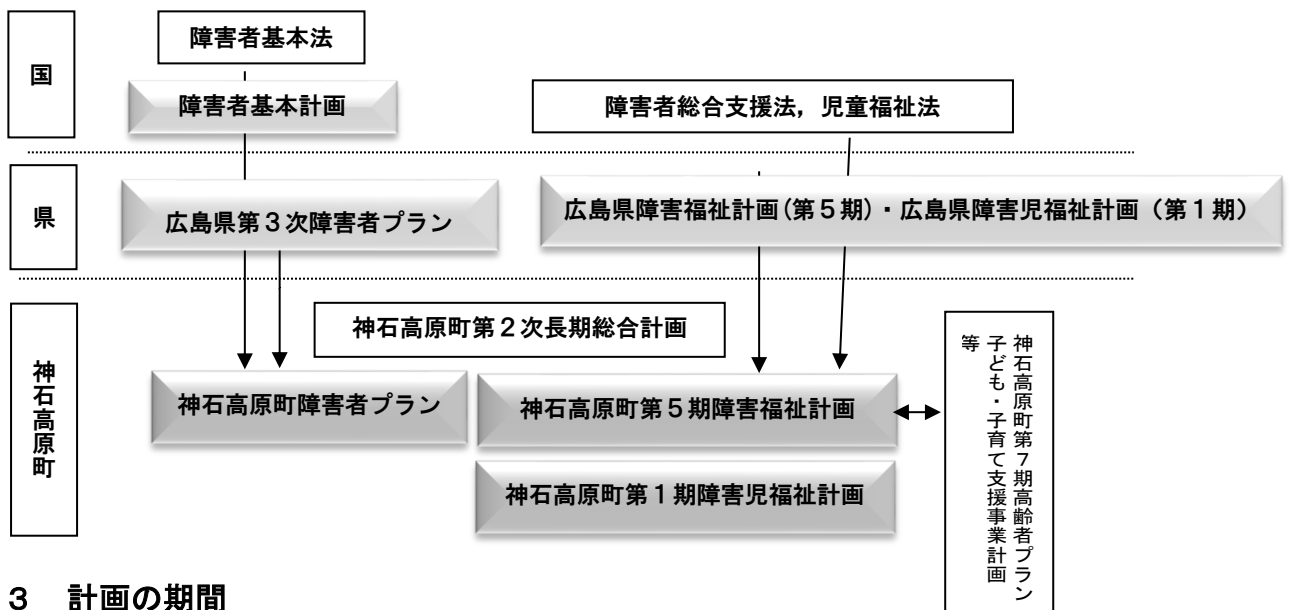
神石高原町障害者プランは、障害者基本法第 11 条で地方自治体に策定が義務付けられている「市町村障害者計画」であり、障害者施策全般に関する基本的な考え方や方向性を示します。

神石高原町第 5 期障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条で策定が義務付けられている「市町村障害福祉計画」であり、障害福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み及びその確保のための方策を示します。

神石高原町第 1 期障害児福祉計画は、改正児童福祉法第 33 条の 20 で新たに地方自治体に策定が定められた「市町村障害児福祉計画」であり、児童福祉法に基づく障害児支援の提供体制の整備目標等を示します。

(2) 他の計画との関係

町政における本計画の位置づけは、本町のまちづくりの最上位計画「神石高原町第 2 次長期総合計画（計画期間：平成 29 年度～平成 36 年度）」の個別（分野）計画のひとつです。



3 計画の期間

各計画の期間は以下のとおりです。

30 年度 (2018)	31 年度 (2019)	32 年度 (2020)	33 年度 (2021)	34 年度 (2022)	35 年度 (2023)	36 年度 (2024)	37 年度 (2025)	38 年度 (2026)	39 年度 (2027)
神石高原町障害者プラン									
第 5 期障害福祉計画									
第 1 期障害児福祉計画									

4 計画の対象者

この計画では、障害者総合支援法に基づき、対象とする障害者の範囲を、身体障害者、知的障害者、精神障害者（発達障害者を含む）に、制度の谷間となって支援の充実が求められていた難病の人等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者）、さらに、児童福祉法に基づき、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）を対象としています。

○障害者基本法

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

○障害者総合支援法

第4条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上であるものをいう。

「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児及び精神障害者のうち18歳未満である者をいう。

○児童福祉法

第4条 この法律で、児童とは、満18歳に満たない者をいう。

- 2 この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童または精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。

○発達障害者支援法

第2条 この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

- 2 この法律において「発達障害者」とは、発達障害を有するために日常生活または社会生活に制限を受ける者をいい、「発達障害児」とは発達障害者のうち18歳未満のものをいう。

5 法令・制度改正の動向

<p>障害者虐待防止法 (H24. 10. 1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者に対する虐待を発見した人の通報義務 ○ 虐待に関する相談窓口の整備を自治体に義務づけ
<p>障害者差別解消法の施行 (H28. 4. 1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害を理由とする差別的取扱いの禁止 ○ 合理的配慮の提供
<p>成年後見制度利用促進法 (H28. 5. 13 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 成年後見制度利用促進委員会の設置
<p>ニッポン一億総活躍プラン (H28. 6. 2 閣議決定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者，難病患者，がん患者等の活躍支援 ○ 地域共生社会の実現
<p>発達障害者支援法の一部を改正する法律 (H28. 8. 1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発達障害者支援地域協議会の設置 ○ 発達障害者支援センター等による支援に関する配慮
<p>障害者総合支援法及び児童福祉法の改正 (H30. 4. 1 施行)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自立生活援助の創設 (円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行うサービス) ○ 就労定着支援の創設 (就業に伴う生活課題に対応できるよう，事業所・家族との連絡調整等の支援を行うサービス) ○ 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用 ○ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築 (障害児福祉計画の策定) ○ 医療的ケアを要する障害児に対する支援 (H28. 6. 3 施行)

6 国・県の計画策定動向等

年	国		広島県		神石高原町		
H18	◇障害者自立支援法の施行 ◇高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	障害者基本計画（第2次）	重点施策実施 5か年計画	第2期広島県障害者プラン	広島県障害福祉計画 （第1期）	神石高原町第1期 障害福祉計画	
H19	◇障害者権利条約署名						
H20	◇児童福祉法の改正		重点施策実施5か年計画		第2期広島県障害者プラン	広島県障害福祉計画 （第2期）	神石高原町第2期 障害福祉計画
H21							
H22							
H23	◇障害者基本法の一部を改正する法律の施行						
H24	◇障害者虐待防止法の施行	障害者基本計画（第3次）	第3期広島県障害者プラン	広島県障害福祉計画 （第3期）	神石高原町障害者プラン 障害福祉計画		
H25	◇障害者総合支援法の施行 ◇障害者優先調達推進法の施行 ◇成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行						
H26	◇障害者権利条約の批准						
H27	◇難病の患者に対する医療等に関する法律の施行						
H28	◇障害者差別解消法の施行 ◇障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行						
H29				広島県障害福祉計画 （第4期）	神石高原町第4期 障害福祉計画		

7 国の障害者基本計画（第4次）の概要

（1）基本理念

- 障害者権利条約の理念
- 障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の理念
- 障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める。

（2）基本原則

- 地域社会における共生等
- 差別の禁止
- 国際的協調

（3）各分野に共通する横断的視点

- 障害者権利条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 性別、年齢による複合的困難に配慮したきめ細かい支援
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組のある推進

（4）施策の円滑な推進

- 連携・協力の確保
- 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

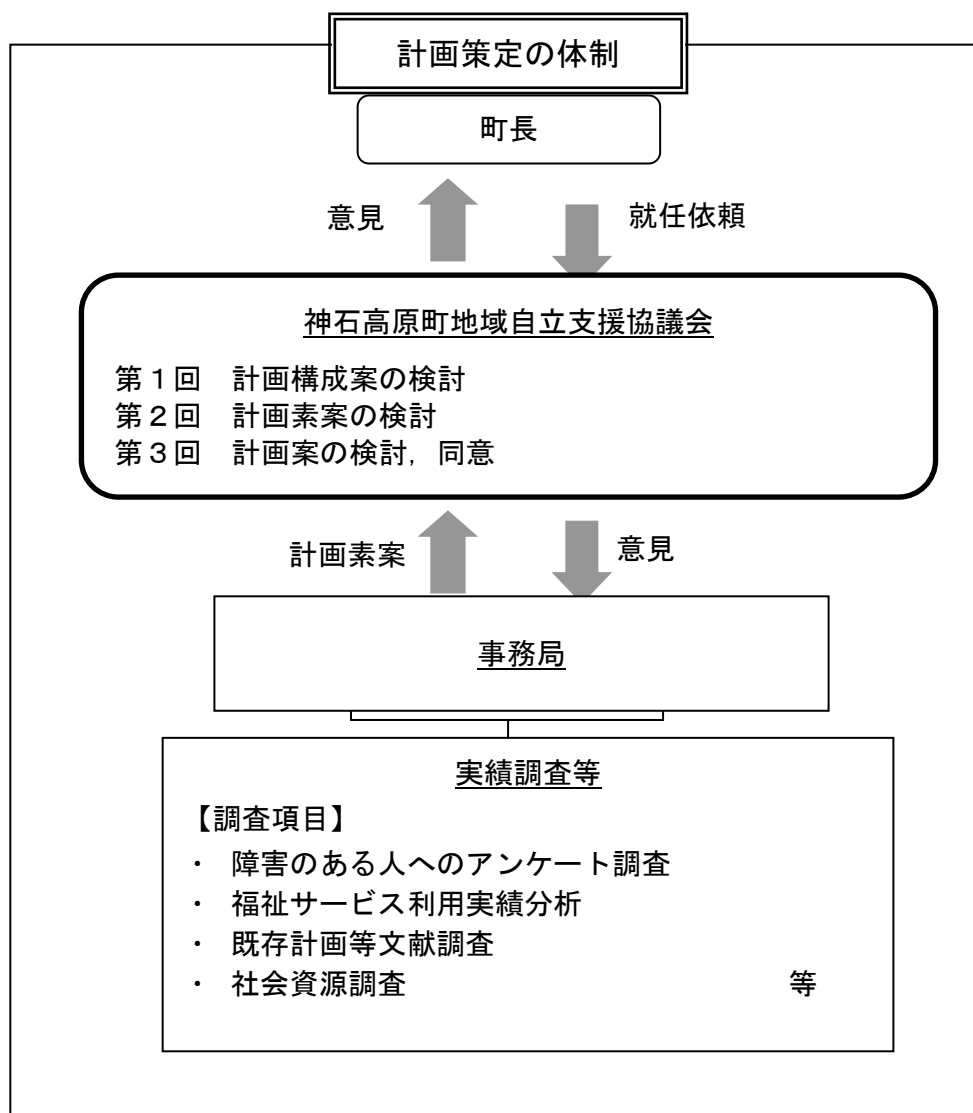
（5）各分野における障害者施策の基本的な方向

- ①安全・安心な生活環境の整備
- ②情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実
- ③防災、防犯等の推進
- ④差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止
- ⑤自立した生活の支援・意思決定支援の推進
- ⑥保健・医療の推進
- ⑦行政等における配慮の充実
- ⑧雇用・就業、経済的自立の支援
- ⑨教育の振興
- ⑩文化芸術活動・スポーツ等の振興
- ⑪国際協力の推進

8 計画の策定にあたって

(1) 策定の体制

本計画の策定にあたっては、有識者、関係者、公募によって選ばれた町民で構成される「神石高原町地域自立支援協議会」によって、関係者や町民からの意見の総意を反映しました。



(2) 計画対象者や関係者等の意見収集及びニーズの把握

本計画の策定にあたっては、障害のある人の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識・意向、また障害者団体及び障害福祉サービス提供施設・事業者の課題・意見を把握するため、以下の調査を行いました。

アンケート調査

実施時期	平成 29 年 8 月 10 日(木)～21 日(月)
実施方法	郵送配布・回収
対象者	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者及び難病患者・障害児通所支援利用者から無作為抽出 配布数 1,150 人
回収状況	回答者数：415 人 回収率：36.1%

(3) 計画策定スケジュール

①自立支援協議会

	開催日	主な議題
第 1 回	平成 29 年 10 月 25 日(水)	○神石高原町障害者プラン等策定の概要説明 ○計画書の構成案 ○アンケート調査結果の報告 ○スケジュール案
第 2 回	平成 30 年 2 月 8 日(木)	○神石高原町障害者プラン等計画素案の検討
第 3 回	平成 30 年 3 月 日()	○神石高原町障害者計画等計画案の確定 ・パブリックコメントの結果報告 ・計画案の検討・承認

②パブリックコメント

- 実施時期 平成 30 年 2 月中旬予定
- 閲覧場所

第2章 障害のある人を取り巻く環境

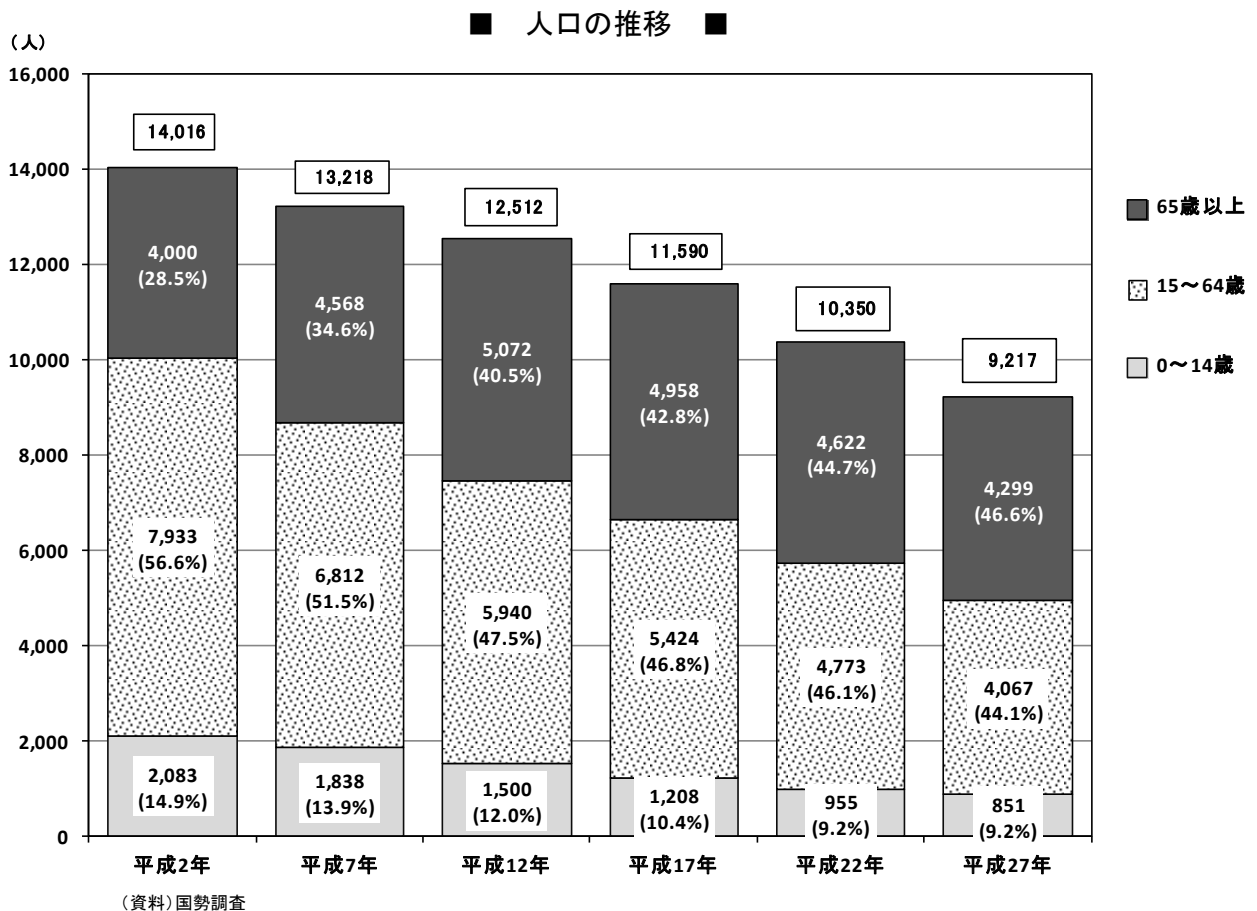
1 人口動態

(1) 人口構造（5歳階級別男女別人口）

平成27年の人口は、平成2年の14,016人から4,799人、率にして34.2%減少して、9,217人となっています。

この間の年齢3区分別人口の推移をみると、0～14歳の年少人口は、平成2年から平成27年にかけて1,232人（59.2%）減少して、851人となっているのに対して、65歳以上の高齢者人口は299人（7.5%）増加して、4,299人となっています。

これに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も28.5から46.6%と18.1ポイント上昇しています。



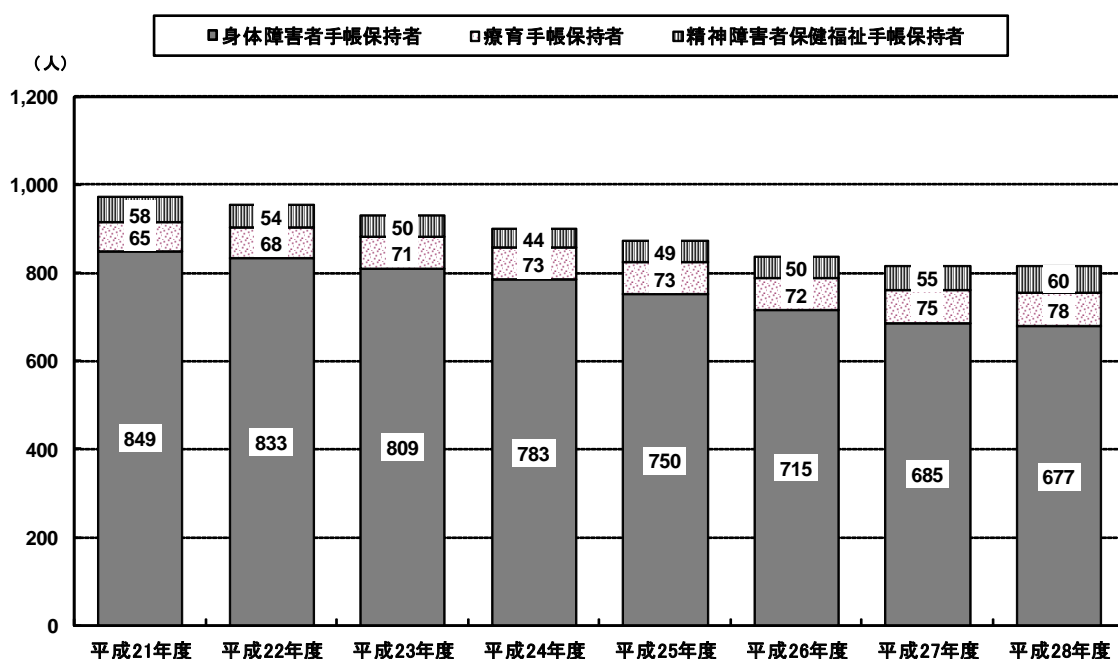
2 障害者の状況

(1) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、全体で見ると、平成21年度以降減少しており、平成28年度は815人となっています。障害者手帳別にみると、身体障害者手帳所持者は減少し、療育手帳所持者はやや増加傾向、精神障害者保健福祉手帳所持者は平成24年度までいったん減少傾向にあったものの、それ以降はやや増加しています。

平成28年度における手帳種類別の構成比をみると、身体障害者手帳所持者が677人で、83.1%を占めています。次いで療育手帳所持者が78人、割合にして9.6%、精神障害者保健福祉手帳所持者が60人、割合にして7.4%となっています。

■ 障害者手帳所持者の推移 ■



(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳保持者	849	833	809	783	750	715	685	677
療育手帳保持者	65	68	71	73	73	72	75	78
精神障害者保健福祉手帳保持者	58	54	50	44	49	50	55	60
合計	972	955	930	900	872	837	815	815

【構成比】

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳保持者	87.3	87.2	87.0	87.0	86.0	85.4	84.0	83.1
療育手帳保持者	6.7	7.1	7.6	8.1	8.4	8.6	9.2	9.6
精神障害者保健福祉手帳保持者	6.0	5.7	5.4	4.9	5.6	6.0	6.7	7.4
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成21年度を100とする指数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
身体障害者手帳保持者	100.0	98.1	95.3	92.2	88.3	84.2	80.7	79.7
療育手帳保持者	100.0	104.6	109.2	112.3	112.3	110.8	115.4	120.0
精神障害者保健福祉手帳保持者	100.0	93.1	86.2	75.9	84.5	86.2	94.8	103.4
合計	100.0	98.3	95.7	92.6	89.7	86.1	83.8	83.8

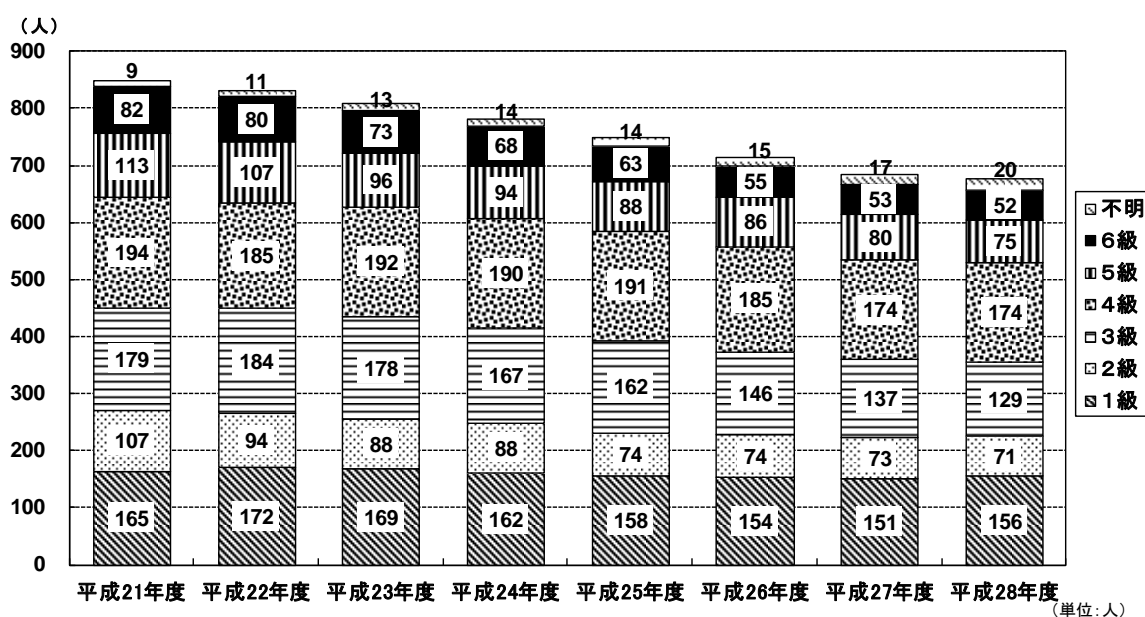
※各年3月末現在 資料：町福祉課

(2) 身体障害者の状況

身体障害者手帳所持者の推移をみると、平成21年度の849人以降、減少傾向にあり、平成28年度は677人に減少しています。

等級別にみると、平成28年度では、最も多いのは「4級」の174人、全体の25.7%を占めています。次いで「1級」が156人、全体の23.0%となっています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移 ■ (等級別)



	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	165	172	169	162	158	154	151	156
2級	107	94	88	88	74	74	73	71
3級	179	184	178	167	162	146	137	129
4級	194	185	192	190	191	185	174	174
5級	113	107	96	94	88	86	80	75
6級	82	80	73	68	63	55	53	52
不明	9	11	13	14	14	15	17	20
合計	849	833	809	783	750	715	685	677

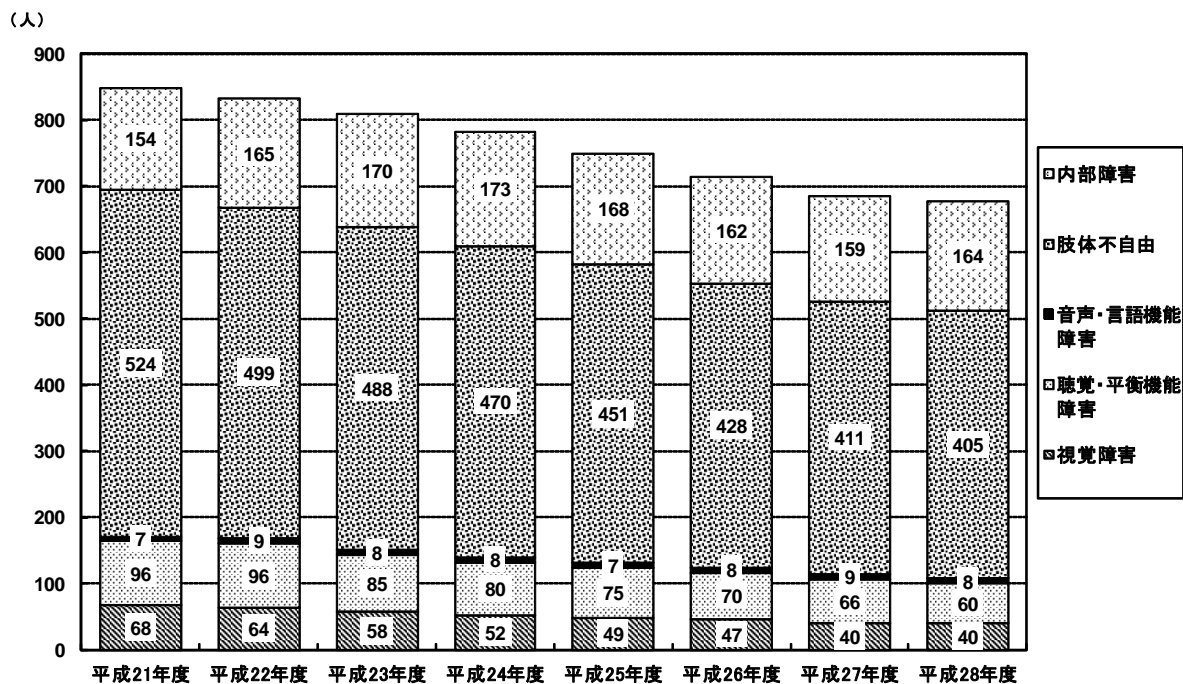
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	19.4	20.6	20.9	20.7	21.1	21.5	22.0	23.0
2級	12.6	11.3	10.9	11.2	9.9	10.3	10.7	10.5
3級	21.1	22.1	22.0	21.3	21.6	20.4	20.0	19.1
4級	22.9	22.2	23.7	24.3	25.5	25.9	25.4	25.7
5級	13.3	12.8	11.9	12.0	11.7	12.0	11.7	11.1
6級	9.7	9.6	9.0	8.7	8.4	7.7	7.7	7.7
不明	1.1	1.3	1.6	1.8	1.9	2.1	2.5	3.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	100.0	104.2	102.4	98.2	95.8	93.3	91.5	94.5
2級	100.0	87.9	82.2	82.2	69.2	69.2	68.2	66.4
3級	100.0	102.8	99.4	93.3	90.5	81.6	76.5	72.1
4級	100.0	95.4	99.0	97.9	98.5	95.4	89.7	89.7
5級	100.0	94.7	85.0	83.2	77.9	76.1	70.8	66.4
6級	100.0	97.6	89.0	82.9	76.8	67.1	64.6	63.4
不明	100.0	122.2	144.4	155.6	155.6	166.7	188.9	222.2
合計	100.0	98.1	95.3	92.2	88.3	84.2	80.7	79.7

障害種類別にみると、最も多いのは「肢体不自由」で、平成28年度405人、全体の59.8%を占めています。次いで「内部障害」が164人、全体の24.2%を占めています。

平成21年度以降の推移をみると、「音声・言語機能障害」の増加幅が大きくなっています。

■ 身体障害者手帳所持者の推移 ■ (障害種類別)



平成21年度 平成22年度 平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度 平成28年度

(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	68	64	58	52	49	47	40	40
聴覚・平衡機能障害	96	96	85	80	75	70	66	60
音声・言語機能障害	7	9	8	8	7	8	9	8
肢体不自由	524	499	488	470	451	428	411	405
内部障害	154	165	170	173	168	162	159	164
合計	849	833	809	783	750	715	685	677

【構成比】

(単位：%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	8.0	7.7	7.2	6.6	6.5	6.6	5.8	5.9
聴覚・平衡機能障害	11.3	11.5	10.5	10.2	10.0	9.8	9.6	8.9
音声・言語機能障害	0.8	1.1	1.0	1.0	0.9	1.1	1.3	1.2
肢体不自由	61.7	59.9	60.3	60.0	60.1	59.9	60.0	59.8
内部障害	18.1	19.8	21.0	22.1	22.4	22.7	23.2	24.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

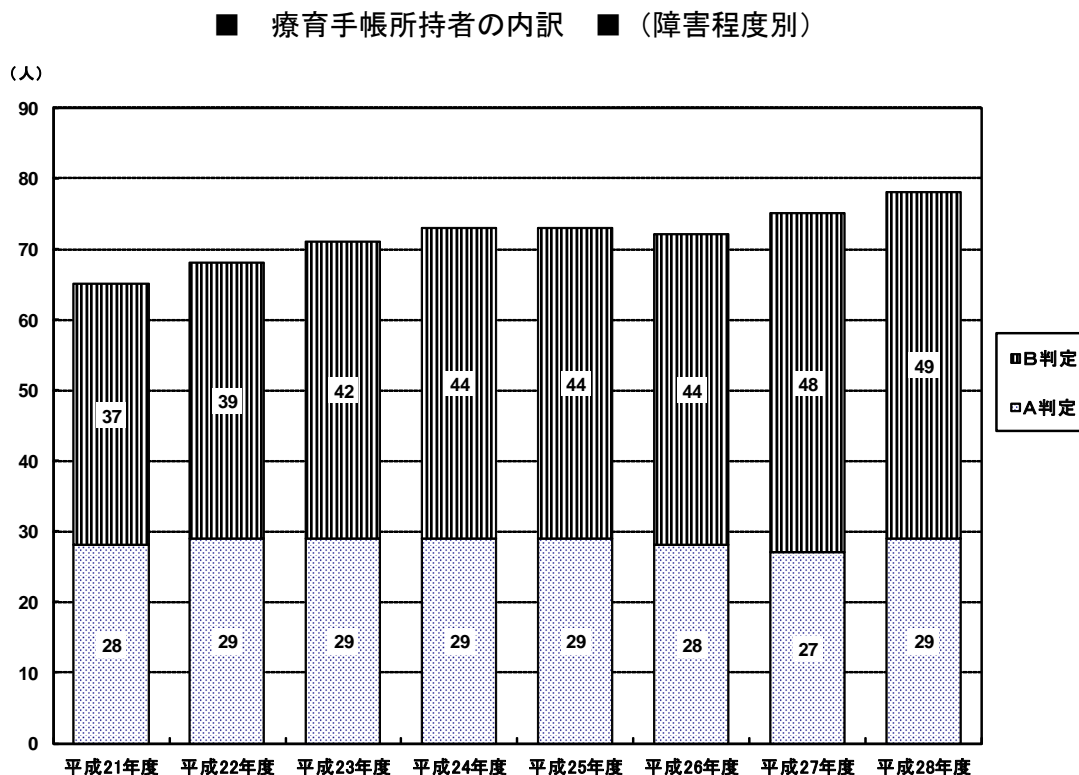
【平成21年度を100とする指数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
視覚障害	100.0	94.1	85.3	76.5	72.1	69.1	58.8	58.8
聴覚・平衡機能障害	100.0	100.0	88.5	83.3	78.1	72.9	68.8	62.5
音声・言語機能障害	100.0	128.6	114.3	114.3	100.0	114.3	128.6	114.3
肢体不自由	100.0	95.2	93.1	89.7	86.1	81.7	78.4	77.3
内部障害	100.0	107.1	110.4	112.3	109.1	105.2	103.2	106.5
合計	100.0	98.1	95.3	92.2	88.3	84.2	80.7	79.7

(3) 知的障害者の状況

療育手帳所持者の推移をみると、全体では平成21年度の65人から平成28年度は78人、率にして20.0%増加しています。

手帳種類別にみると、平成28年度では「A判定」が29人、全体の37.2%、「B判定」が49人で、62.8%となっています。



(単位: 人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	28	29	29	29	29	28	27	29
B判定	37	39	42	44	44	44	48	49
合計	65	68	71	73	73	72	75	78

【構成比】

(単位: %)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	43.1	42.6	40.8	39.7	39.7	38.9	36.0	37.2
B判定	56.9	57.4	59.2	60.3	60.3	61.1	64.0	62.8
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成21年度を100とする指数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
A判定	100.0	103.6	103.6	103.6	103.6	100.0	96.4	103.6
B判定	100.0	105.4	113.5	118.9	118.9	118.9	129.7	132.4
合計	100.0	104.6	109.2	112.3	112.3	110.8	115.4	120.0

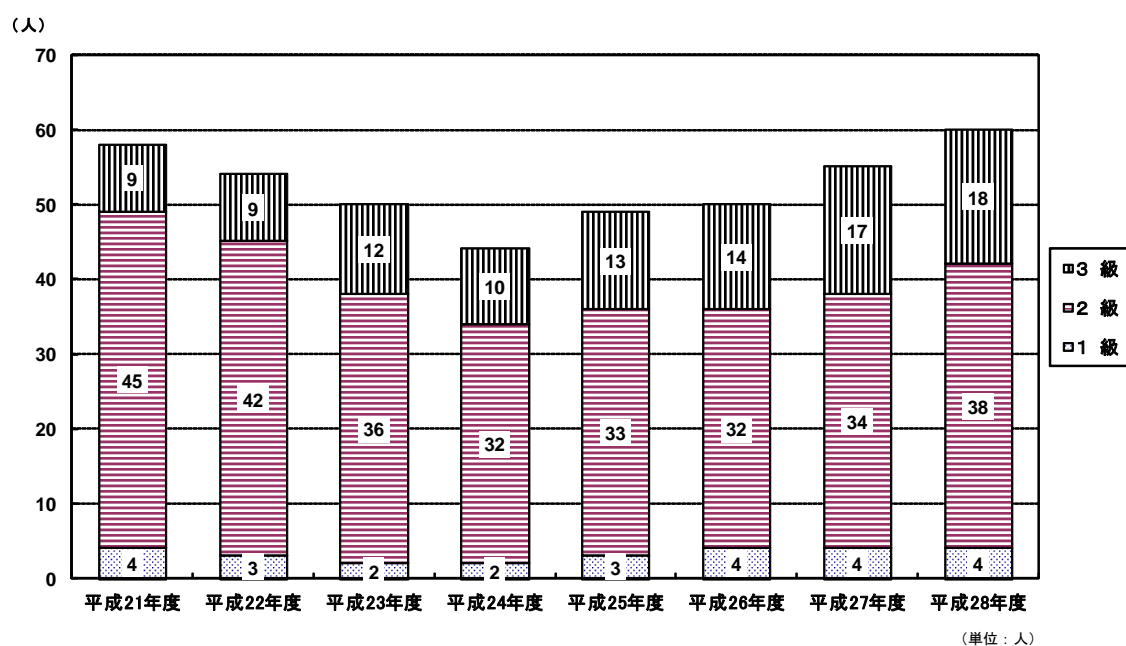
注) A判定・・・最重度・重度, B判定・・・中度・軽度

(4) 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、全体では平成21年度の58人から平成28年度は60人となり、3.4%増加しています。

等級別にみると、平成28年度において、最も多いのは「2級」で38人、全体の63.3%を占めています。次いで「3級」が18人、全体の30.0%、「1級」が4人、全体の6.7%となっています。

■ 精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳 (等級別)



(単位：人)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	4	3	2	2	3	4	4	4
2級	45	42	36	32	33	32	34	38
3級	9	9	12	10	13	14	17	18
合計	58	54	50	44	49	50	55	60

【構成比】 (単位：%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	6.9	5.6	4.0	4.5	6.1	8.0	7.3	6.7
2級	77.6	77.8	72.0	72.7	67.3	64.0	61.8	63.3
3級	15.5	16.7	24.0	22.7	26.5	28.0	30.9	30.0
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

【平成21年度を100とする指数】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
1級	100.0	75.0	50.0	50.0	75.0	100.0	100.0	100.0
2級	100.0	93.3	80.0	71.1	73.3	71.1	75.6	84.4
3級	100.0	100.0	133.3	111.1	144.4	155.6	188.9	200.0
合計	100.0	93.1	86.2	75.9	84.5	86.2	94.8	103.4

3 障害者調査からみる生活実態

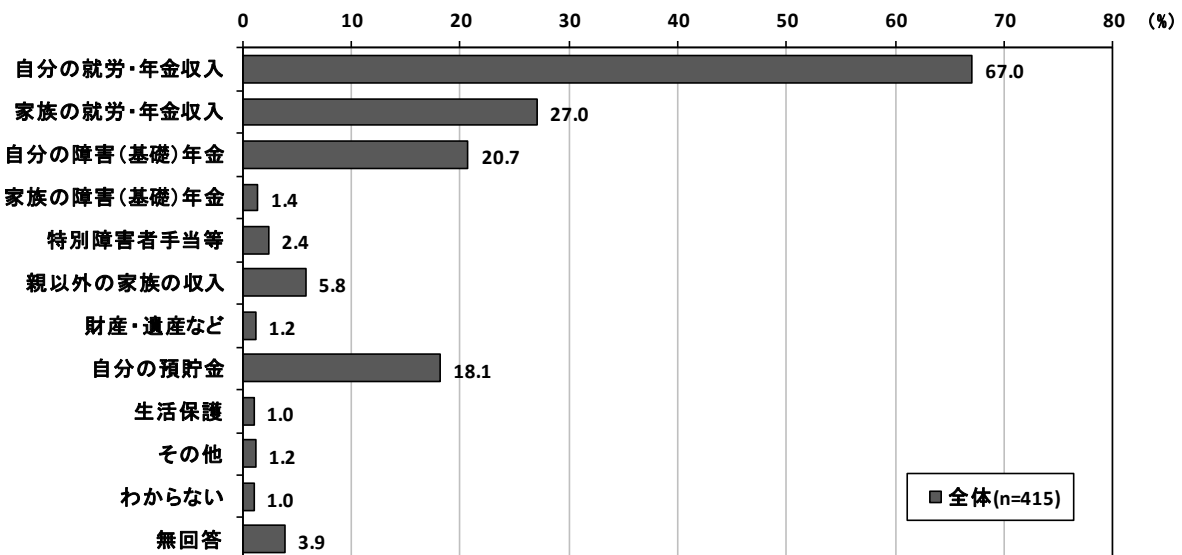
(1) 収入

どのような収入で生活しているかをみると、「自分の就労・年金収入(障害年金・その他)」が67.0%と圧倒的に多くなっています。次いで「家族の就労・年金収入」(27.0%)、となっています。

【属性別特徴】

- 年齢別にみると、「家族の就労・年金収入」は40歳代以下で34.4%，60歳代で35.0%と多くなっています。
- 障害種類別にみると，発達障害で「自分の就労・年金収入」が75.0%と多くなっています。

問12 あなたは，自分の生活費をどのようにまかなっていますか。(あてはまるものすべてに○)



	サンプル数	入 自 分 の 就 労 ・ 年 金 収	入 家 族 の 就 労 ・ 年 金 収	年 自 分 の 障 害 (基 礎)	年 家 族 の 障 害 (基 礎)	特 別 障 害 者 手 当 等	親 以 外 の 家 族 の 収 入	財 産 ・ 遺 産 な ど	自 分 の 預 貯 金	生 活 保 護	そ 他	わ か ら な い	無 回 答
全体	415	67.0	27.0	20.7	1.4	2.4	5.8	1.2	18.1	1.0	1.2	1.0	3.9
性別													
男性	182	73.1	18.7	24.2	1.1	2.2	3.8	1.6	17.0	1.1	1.1	0.5	4.4
女性	215	62.8	33.0	19.1	1.9	2.8	7.9	0.5	19.5	0.9	1.4	1.4	2.3
年齢別													
40歳代以下	32	78.1	34.4	43.8	-	6.3	9.4	-	9.4	-	3.1	-	6.3
50歳代	25	60.0	32.0	36.0	4.0	-	4.0	-	16.0	-	-	-	4.0
60歳代	60	63.3	35.0	35.0	1.7	1.7	13.3	3.3	18.3	1.7	1.7	-	-
70歳以上	287	68.3	23.7	13.9	1.4	2.4	4.2	1.0	19.5	1.0	1.0	1.4	3.5
障がい種類別													
身体障害1~3級	203	67.5	25.6	19.2	1.0	4.4	6.4	2.0	16.3	0.5	1.5	1.0	3.4
身体障害4~6級	136	71.3	26.5	11.8	1.5	-	4.4	0.7	19.9	1.5	-	1.5	2.9
知的障害	44	68.2	13.6	47.7	-	4.5	4.5	-	11.4	-	-	-	6.8
精神障害	32	53.1	37.5	46.9	3.1	-	6.3	-	31.3	-	3.1	-	3.1
難病	42	57.1	23.8	31.0	4.8	-	4.8	2.4	14.3	-	-	-	4.8
発達障害	12	75.0	25.0	58.3	-	-	-	-	8.3	8.3	8.3	-	-

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

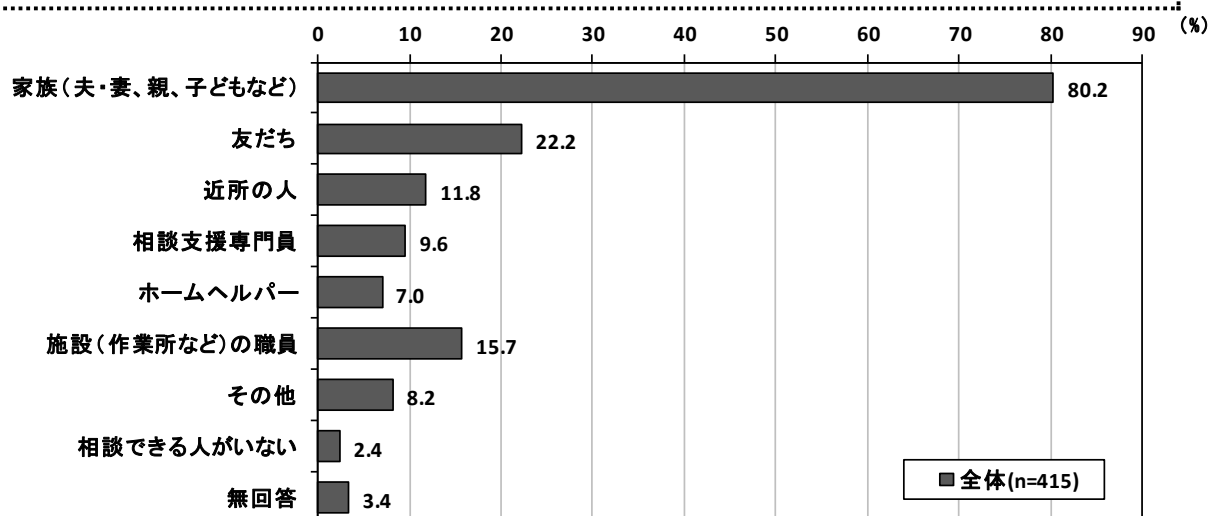
(2) 自分の考えや希望を気軽に話せる人

自分の考えや希望を気軽に話せる人は「家族（夫・妻，親，子どもなど）」が80.2%，次に「友だち」22.2%となっています。

【属性別特徴】

- 障害種類別にみると，精神障害，知的障害ではともに「施設（作業所など）の職員」が多く，精神障害で28.1%，知的障害で38.6%となっています。

問 14 あなたが，自分の考えていることや希望を気軽に話せる人は誰ですか。（3つまでに○）



	サンプル数	親、家族（夫・妻、子どもなど）	友だち	近所の人	相談支援専門員	ホームヘルパー	施設（作業所など）の職員	その他	相談できる人がいない	無回答	
全体	415	80.2	22.2	11.8	9.6	7.0	15.7	8.2	2.4	3.4	
性別	男性	182	78.6	19.8	8.8	10.4	7.7	15.4	8.2	3.8	2.2
	女性	215	82.3	25.1	14.4	9.8	7.0	16.3	8.4	1.4	3.7
年齢別	40歳代以下	32	68.8	34.4	6.3	12.5	6.3	37.5	9.4	-	6.3
	50歳代	25	72.0	40.0	16.0	28.0	16.0	20.0	12.0	-	-
	60歳代	60	80.0	31.7	8.3	8.3	8.3	10.0	13.3	3.3	1.7
	70歳以上	287	83.3	17.8	13.2	8.4	5.9	14.3	7.0	2.8	3.1
障がい種類別	身体障害1～3級	203	83.7	19.2	11.3	8.4	7.9	10.8	6.9	3.0	2.5
	身体障害4～6級	136	84.6	30.1	13.2	7.4	4.4	10.3	7.4	2.2	3.7
	知的障害	44	61.4	13.6	9.1	9.1	13.6	38.6	9.1	-	6.8
	精神障害	32	65.6	21.9	9.4	25.0	9.4	28.1	25.0	3.1	-
	難病	42	85.7	23.8	7.1	9.5	7.1	4.8	4.8	2.4	-
発達障害	12	58.3	25.0	-	16.7	8.3	50.0	16.7	8.3	-	

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの（「無回答」を除く）

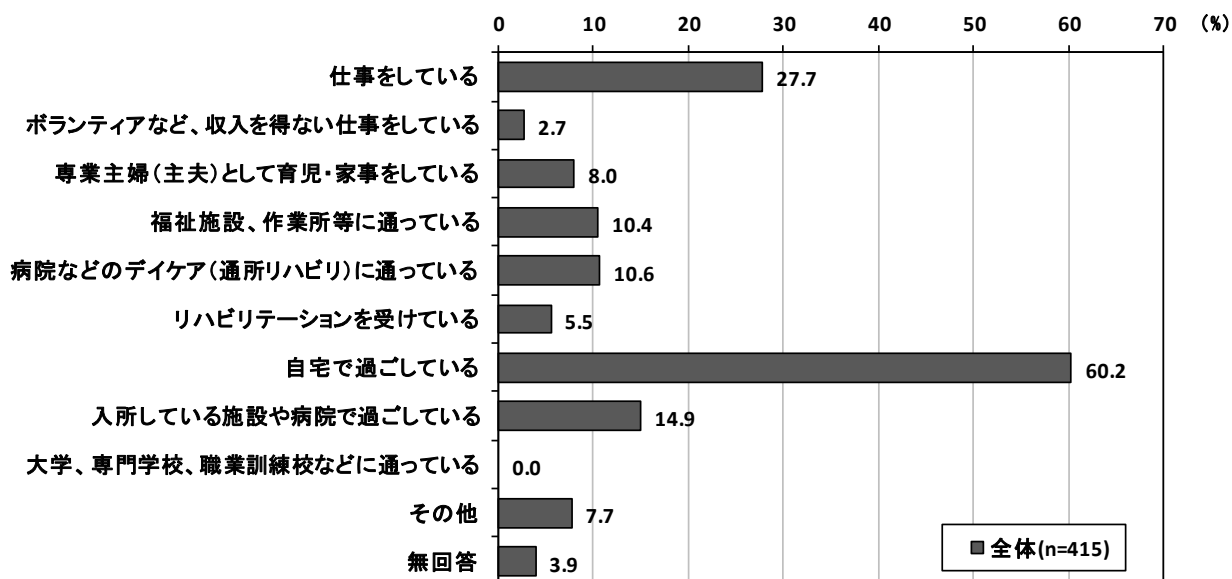
(3) 昼間の過ごし方

昼間の時間帯の過ごし方としては、「自宅で過ごしている」60.2%、次いで「仕事をしている」27.7%、「入所している施設や病院で過ごしている」14.9%、となっています。

【属性別特徴】

- 年齢別で見ると40歳代以下では「仕事をしている」が50.0%と高く、次に「福祉施設、作業所などに通っている」が40.6%と高くなっています。障害種別で見ると「仕事をしている」と答えた人は、発達障害で41.7%、精神障害で37.5%、身体障害4～6級で36.8%、となっています。

問18 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。(3つまでに○)



	サンプル数	仕事をしている	ボランティアなど、収入を得ない仕事をしている	専業主婦(主夫)として育児・家事をしている	福祉施設、作業所等に通っている	病院などのデイケア(通所リハビリ)に通っている	リハビリテーションを受けている	自宅で過ごしている	入院している施設や病院で過ごしている	職業訓練校などに通っている	大学、専門学校、職業訓練校などに通っている	その他	無回答
全体	415	27.7	2.7	8.0	10.4	10.6	5.5	60.2	14.9	-	7.7	3.9	
性別													
男性	182	34.6	3.8	2.7	9.9	8.8	4.4	56.6	13.2	-	8.2	3.8	
女性	215	21.9	1.9	11.6	10.7	12.1	7.0	62.8	17.2	-	6.0	4.2	
年齢別													
40歳代以下	32	50.0	-	6.3	40.6	-	-	34.4	9.4	-	6.3	-	
50歳代	25	56.0	-	12.0	20.0	4.0	-	40.0	4.0	-	-	-	
60歳代	60	43.3	6.7	15.0	11.7	10.0	5.0	50.0	5.0	-	6.7	3.3	
70歳以上	287	19.5	2.4	6.3	5.9	12.5	7.0	66.6	18.5	-	8.7	4.9	
障がい種別													
身体障害1～3級	203	21.2	3.4	8.9	6.9	10.8	5.4	65.5	17.2	-	7.9	4.4	
身体障害4～6級	136	36.8	2.9	8.8	3.7	13.2	7.4	61.8	9.6	-	7.4	3.7	
知的障害	44	27.3	-	2.3	43.2	6.8	-	36.4	20.5	-	2.3	6.8	
精神障害	32	37.5	3.1	3.1	18.8	6.3	3.1	53.1	9.4	-	9.4	3.1	
難病	42	21.4	-	16.7	4.8	19.0	14.3	69.0	9.5	-	4.8	4.8	
発達障害	12	41.7	-	-	33.3	8.3	-	8.3	41.7	-	8.3	8.3	

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

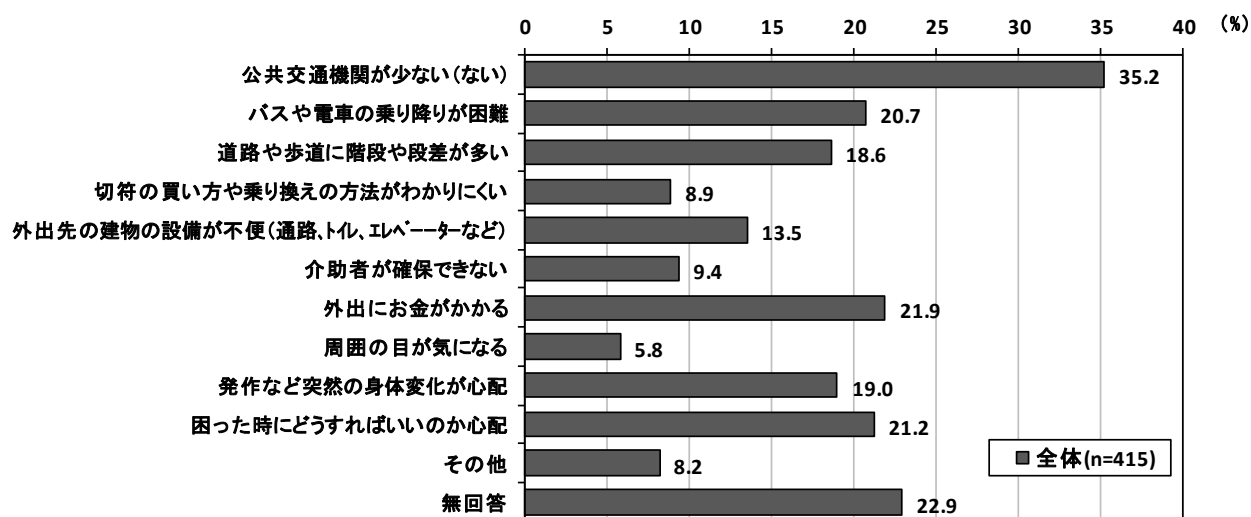
(4) 外出時に困ることや心配

外出する時に、困ることや心配なこととしては、「公共交通機関が少ない(ない)」が35.2%と最も多く、次いで「外出にお金がかかる」(21.9%)、「困った時にどうすればいいのか心配」(21.2%)となっています。

【属性別特徴】

- 年齢別にみると40歳代以下では「公共交通機関が少ない」が50.0%と最も多くなっています。
- 障害種類別にみると、「困った時にどうすればいいのか心配」が発達障害で41.7%、知的障害で29.5%と多くなっています。

問 24 あなたが外出する時に、困ることや心配は何ですか。(あてはまるものすべてに○)



	サンプル数	(公共交通機関が少ない)	バスや電車の乗り降り困難	道路や歩道に階段や段差が多い	切符の買い方や乗り換えの方法がわかりにくい	エレベーターなど)	外出先の建物の設備が不便(通路、トイレ、)	介助者が確保できない	外出にお金がかかる	周囲の目が気になる	発作など突然の身体変化が心配	困った時にどうすればいいのか心配	その他	無回答
全体	415	35.2	20.7	18.6	8.9	13.5	9.4	21.9	5.8	19.0	21.2	8.2	22.9	
性別	男性	182	34.1	17.6	18.1	10.4	12.1	9.9	29.7	7.1	23.1	22.5	7.7	20.9
	女性	215	35.8	25.1	20.0	8.4	14.9	9.8	16.3	5.1	15.8	20.5	8.8	23.3
年齢別	40歳代以下	32	50.0	15.6	12.5	18.8	9.4	9.4	25.0	12.5	9.4	25.0	6.3	18.8
	50歳代	25	48.0	4.0	8.0	8.0	12.0	8.0	28.0	20.0	8.0	16.0	12.0	24.0
	60歳代	60	38.3	11.7	21.7	6.7	23.3	6.7	23.3	5.0	10.0	11.7	8.3	20.0
	70歳以上	287	31.4	25.1	19.9	8.4	11.8	10.1	20.9	3.8	23.0	23.7	8.0	23.7
障がい種類別	身体障害1~3級	203	32.5	24.1	21.7	9.4	12.3	11.8	22.2	3.9	21.2	23.2	8.4	20.7
	身体障害4~6級	136	35.3	23.5	21.3	7.4	19.1	6.6	17.6	5.9	19.1	16.2	9.6	25.0
	知的障害	44	43.2	11.4	6.8	15.9	6.8	13.6	29.5	2.3	13.6	29.5	2.3	29.5
	精神障害	32	53.1	9.4	9.4	15.6	9.4	6.3	46.9	25.0	9.4	28.1	9.4	6.3
	難病	42	31.0	31.0	28.6	14.3	21.4	19.0	26.2	7.1	26.2	16.7	11.9	21.4
	発達障害	12	33.3	25.0	25.0	25.0	-	-	33.3	25.0	25.0	41.7	8.3	8.3

(注) **太字** は、全体よりも5ポイント以上多いもの(「無回答」を除く)

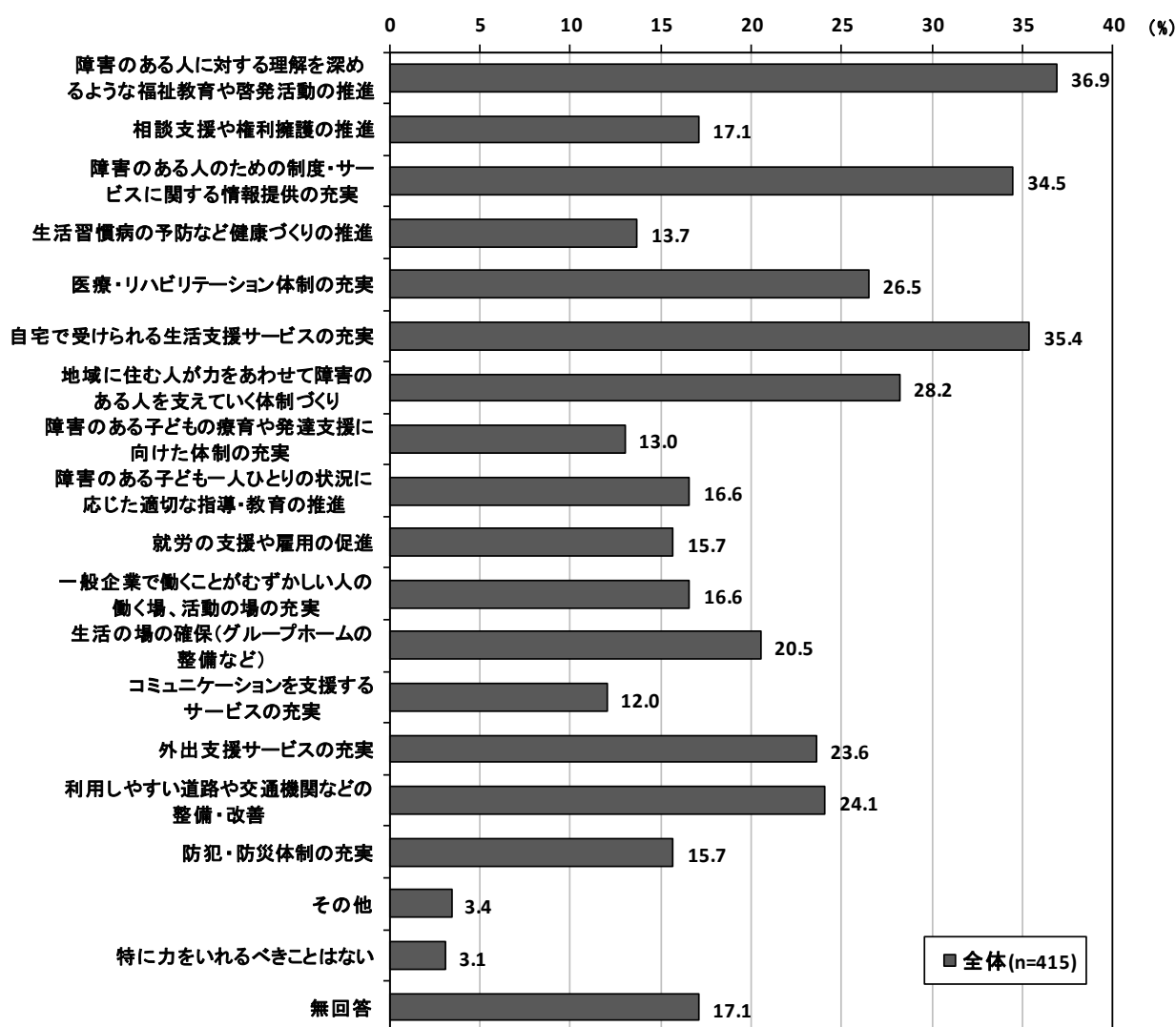
(5) 福祉施策の充実に必要なこと

今後、福祉施策を充実させるために必要なこととしては、「障害のある人に対する理解を深めるような福祉教育や啓発活動の推進」が36.9%と最も多くなっています。次いで「自宅で受けられる生活支援サービスの充実」(35.4%)、「障害のある人のための制度・サービスに関する情報提供の充実」(34.5%)、「地域に住む人が力を合わせて障害のある人を支えていく体制づくり」(28.2%)、「医療・リハビリテーション体制の充実」(26.5%)、「利用しやすい道路や交通機関などの整備・改善」(24.1%)となっています。

【属性別特徴】

- 年齢別にみると、「就労の支援や雇用の促進」は40歳以下で37.5%と最も多くなっています。

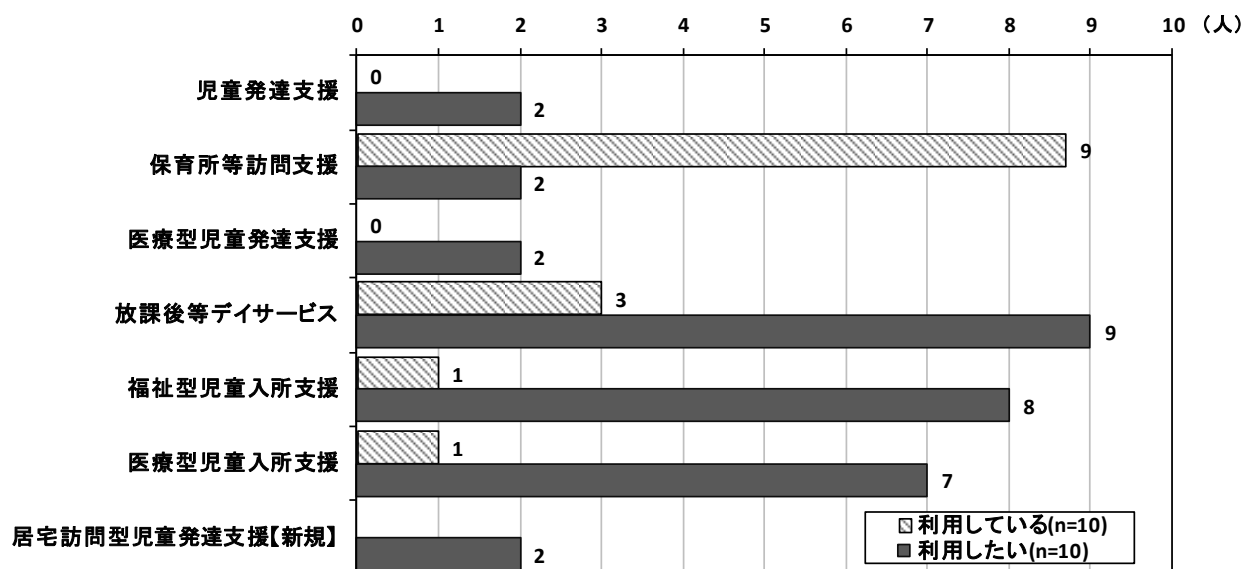
問 34 障害のある人にとって暮らしやすいまちづくりのためには、どのようなことが必要だと思いますか。(あてはまるものすべてに○)



(6) 障害福祉サービス等の利用について

「放課後等デイサービス」(9人)や「福祉型児童入所支援」(8人)、「医療型児童入所支援」(7人)等の利用意向が強くなっています。

問 19 ご本人は、次のサービスを利用していますか。また、今後利用したいと考えますか。(①から⑦のそれぞれのサービスについて、「現在利用しているか」と「今後利用したいか」の両方を回答(番号に○)してください。



第2部 障害者プラン

第1章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画（第4次）の基本理念「障害者権利条約の理念」、「障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法の理念」、「障害者を社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、その自己実現の支援と社会的障壁の除去のための障害者施策の基本的方向を定める」を踏まえ、以下の基本理念を掲げます。

障害者が社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり

2 計画の基本目標

基本理念に基づき、4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 障害及び障害者に対する正しい理解の促進

生まれながらにして障害を持つ人、また、交通事故等や高齢になっていく中で、障害者となる人等、人は誰もが障害と背中合わせに生きているという考えに立ち、障害や障害者に対する正しい理解とノーマライゼーションの理念を、全ての町民が認識できるよう、障害者教育の推進と啓発・広報活動を促進します。

関係する団体等が情報共有に努め、虐待等の早期発見、防止、被害者の適切な保護及び支援を行います。

基本目標2 すべての人にとってやさしい住みよいまちづくりの推進

障害者や高齢者にとって、やさしい住みよいまちであるということは、すべての人にとって、やさしい住みよいまちであるという観点から、町全体のバリアフリー化を目指し、すべての人が安心して暮らせるまちづくりに向けての整備・促進を図ります。

また、地域社会で心身ともに健康で安心して暮らしていけるように、保健や医療の充実に努めます。

基本目標3 障害者が主体性、自立性を発揮できる施策の推進

障害者が一人の人間として尊重され、また、自らが自分の考えや立場をはっきり持ち、自分だけの力で行動し、生活ができるような施策を推進します。

自立のためには、経済的基盤の確立の重要性を考慮し、障害者が一般就労をすることによって、独り立ちして暮らしていけるよう、必要な就労支援を行います。

基本目標4 施策の連携

本計画は、保健、医療、福祉及び教育等多岐にわたるため、町行政内部はもとより、町社会福祉協議会やその他の関係団体、県の関係機関と密接な連携、協力体制を確保するように努めます。

障害のある子どもたちが将来自立して社会参加ができるように、保育所、幼稚園から小学校、中学校へと進学する各ライフステージで、情報共有、引継ぎを適切に行える連携システムを構築します。

3 施策の体系

基本理念	分野別施策	基本施策
障害者が社会のあらゆる活動に参加できるまちづくり	1 生活支援	(1) 相談支援体制の充実
		(2) 在宅福祉サービスの充実
	2 保健・医療	(1) 早期発見・早期治療
		(2) 保健・医療サービス
		(3) 精神保健と難病疾患対策の推進
	3 教育, スポーツ・文化活動等の振興	(1) 就学前教育・保育・療育
		(2) スポーツ・文化活動等の振興
	4 雇用・就業, 経済的自立の支援	(1) 障害者雇用の促進
		(2) 福祉的就労対策の充実
		(3) 経済的自立の支援
	5 生活環境	(1) 福祉のまちづくりの推進
		(2) 居住環境の整備・バリアフリー化の促進
		(3) 移動交通手段の充実
	6 情報アクセシビリティ	(1) 情報収集・提供の充実
		(2) コミュニケーション支援の充実
	7 安全・安心	(1) 防災対策の推進
		(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止
	8 差別の解消及び権利擁護の推進	(1) 障害を理由とする差別解消の推進
(2) 権利擁護の推進		
9 行政サービス等における配慮		

第2章 分野別施策の方向

1 生活支援

【基本的考え方】

- 障害者本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障害者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制作りを構築していきます。
- 障害の有無にかかわらず、町民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与するため、障害者の地域移行を一層推進し、障害者が必要な時に必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めます。
- 障害者及び障害のある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実、障害のある子どもへの支援の充実、障害福祉サービスの質の向上、障害福祉人材の育成・確保等に着実に努めます。

(1) 相談支援体制の充実

■ 現状と課題 ■

アンケート調査結果をみると、障害のある人が日常生活や福祉サービスについて相談する所としては、「医療機関（かかりつけの医師や看護師）」、「町役場」、「民生委員・児童委員」の順となっています。このような信頼関係を一層充実させ、各種相談への適切な対応とともに、障害者自立支援法の施行に伴い設立された「地域自立支援協議会」の活動の充実、相談支援に係る人材の育成を図る必要があります。

【具体的な取組】

取組	内容
ア 相談支援体制の充実 (ア)相談体制	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人及びその支援者からの相談をまず身近な相談機関で受け、相談内容に応じて障害者生活支援センター（相談支援事業所）等の専門機関の紹介を行います。● 身近な相談機関としては、本庁福祉課及び保健課、支所町民課を位置づけ、これらの部門が適切に対応します。
(イ) 障害のある人に対する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人に対する福祉サービスについて、障害のある人及びその支援者からの相談に応じて情報の提供及び助言、福祉サービスの利用支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他障害のある人の権利擁護のための援助を行います。

- 障害者生活支援センター（相談支援事業所）と連携して実施します。

福祉サービス（ホームヘルプ，ショートステイ）の援助

- ・介護で困っている人，福祉サービスの内容や利用方法がわからない人等に，福祉サービスについて情報提供，相談・支援を行います。
- ・福祉サービスの提供に関するアセスメント，ケア計画の作成，サービス調整，モニタリング，個別ケースに関する検討会議等を行います。

福祉制度，社会資源を活用した支援

- ・福祉制度や地域の様々な社会資源を活用して，障害のある人がより良い生活を送れるように情報の提供，紹介，利用援助等の支援を行います。

〈生活支援の例〉

- * 所得保障（年金，手当，生活保護等）
- * 生活情報の提供（交通，買い物，娯楽，生涯学習等）
- * 福祉機器，情報機器の利用援助
- * 作業所，施設の紹介
- * コミュニケーションの支援（手話通訳派遣等）

社会生活力を高める支援

- ・障害のある人が地域で自立した生活をするために必要な技術（障害についての理解，人間関係，交通の利用，健康管理，金銭管理，家事等）を身につけるための支援をします。
- ・必要な人については自立生活をするための目標の設定と具体的なプログラムを作成し，目標の達成に向けての行動を支援します。

ピアカウンセリング

- ・同じような不安や悩みを持つ障害のある人自身がカウンセラーとなり，本人の思いを受容・共感し，一緒に考えます。また，必要な場合は相談機関に紹介をします。
- ・ピアサロン活動等，ピアカウンセリングにつながりやすい環境づくりに努めます。

権利擁護のための必要な援助

- ・成年後見制度の活用等，権利擁護のために必要な情報の提供，相談・助言，利用援助等を行います。

専門機関の紹介

- ・抱えている不安，悩みに応じて，各種相談所，福祉サービス提供事業所，医療機関等の専門機関を紹介します。

	<p>関係機関との連絡調整</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町が開催する「障害者保健福祉関係者連絡調整会議」で、保健師及び障害福祉担当者が活動内容の報告、課題の検討、諸事業の調整を行います。
イ 地域自立支援協議会活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人の地域での自立生活を実現するためには、相談支援事業者、福祉サービス提供事業者、保健・医療関係者、教育及び雇用関係機関、障害者団体等の連携による取組が不可欠です。 ● 障害のある人の生活を支援するための相談支援事業をはじめとする支援システムづくりに関し、中核的な役割を担う機関として、地域自立支援協議会を設置して次のような事業を行っており、こうした活動の一層の充実を図ります。
ウ 相談支援に係る人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人一人ひとりの生活を支援し、障害のある人が福祉サービスを効果的に利用するためには、ケアマネジメントができる人材の確保が重要であり、研修の場を確保し、障害のある人の立場にたったケアマネジメントができる人材の育成に努めます。 ● 障害のある人の相談に町内で迅速かつ的確に対応できるように、障害者相談員、民生委員・児童委員の資質の向上を支援するとともに、新たな人材の発掘、育成に努めます。

(2) 在宅福祉サービスの充実

■ 現状と課題 ■

障害者自立支援法の施行後はサービスの利用意向を確認し、サービスが適切に提供されるように配慮するとともに、制度の周知に取り組んでいます。

アンケート調査によると、現在の障害者施策・サービスについての満足度としては「たいへん満足」「満足」を合わせた割合は全体の3割以下となっており、今後は、障害のある人のニーズに対応したサービスを提供するため、サービス提供事業所の障害のある人に対するサービス提供体制の確保、充実を働きかける必要があります。

【 具体的な取組 】

取組	内 容
ア 訪問系サービスの推進（障害者自立支援法） (ア) 訪問サービス	<ul style="list-style-type: none"> ● 居宅介護は、ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴や排せつ等の支援や移動支援を行うもので、障害のある人が在宅で自立した生活を送ることができるよう日常生活の支援を行います。 ● 今後は、障害の種別にかかわらず誰にもサービスを提供できるように、サービスの提供体制の充実を働きかけます。 ● 居宅介護の他に、障害の程度に応じて重度訪問介護、行動援護、

<p>(居宅介護等)の充実</p>	<p>重度障害者等包括支援があり，こうしたサービス提供体制の整備を町内のサービス提供事業所に働きかけます。</p> <p>居宅介護（ホームヘルプ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームヘルパーが自宅を訪問して，入浴や排せつ等の支援をする事業ですが，ヘルパー事業所やヘルパーの人数が少なく，サービス利用希望者のニーズを満たしていないため，引き続き状況改善の努力を行います。 <p>重度訪問介護</p> <ul style="list-style-type: none"> 重度の障害があり，常に介護が必要な人に，ホームヘルパーが自宅を訪問して入浴，排せつ，食事等の介助や外出時の移動の補助を行う事業ですが，現状ではサービス事業所がなく，引き続き状況改善の努力を行います。 <p>行動援護</p> <ul style="list-style-type: none"> 知的障害や精神障害により行動上著しい困難がある人に対して，行動をする際に危険を回避するために必要な援護，外出時における移動中の介護を行う事業ですが，現状ではサービス事業所がなく，引き続き状況改善の努力を行います。 <p>重度障害者等包括支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 常に介護が必要な人の中でも介護の必要性の程度が高いと認められた人に，居宅介護等の障害福祉サービスを総合的に提供する事業ですが，現状ではサービス事業所がなく，引き続き状況改善の努力を行います。
<p>(イ) ショートステイの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ショートステイは，冠婚葬祭や家族の急病等で一時的に障害のある人の支援が困難になった時や本人の希望により利用するもので，短期入所（宿泊を伴う）と日帰りショートステイ（日中一時支援）があります。 障害の種別，障害の程度にかかわらず誰もが迅速に利用できるように，サービス提供事業所にサービス提供体制の強化を働きかけます。
<p>(ウ) 日常生活用具給付等の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 重度の障害のある人の日常生活の便宜を図り，生活の質の向上を図るために，介護・訓練支援用具，自立生活支援用具，在宅療養等支援用具，情報・意思疎通支援用具，排せつ管理支援用具，居住生活動作補助用具（住宅改修）の給付や貸与を行います。 障害のある人がサービスを適切に利用できるように，使用方法や修理等の情報提供や相談体制の充実を行います。 社会福祉協議会がベッド，車いす，歩行車の貸与を行っており，こうした制度のPRに努めます。

<p>(エ) コミュニケーションの支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 聴覚、視覚等の障害があり、意思疎通の支援が必要な方に、手話通訳者や要約筆記奉仕員を派遣し、コミュニケーション支援を図るために、講習会の開催等により手話通訳者、要約筆記奉仕員の養成に努めます。
<p>イ 施設等でのサービスの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人が生き生きと暮らせるように、常に介護が必要な人に対して、施設で入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動の場を提供します。 ● 町内に通所できる生活介護施設を確保（介護保険のデイサービス事業所）し、在宅の障害のある人や入院・入所から在宅生活へ移行する人の日中活動を支援します。 ● 町内の障害のある人が通所する施設については、新体系サービスへの適切な移行を支援します。 <p>生活介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常に介護が必要な人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護を行うとともに、創作的活動の場を提供します。 <p>療養介護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療の必要な障害のある人で常に介護が必要な人に、医療機関で機能訓練を行うとともに、療養上の管理、看護、介護等を行う事業で、町内に施設がないため、近隣の施設を利用しており、引き続き近隣施設との連携を行います。 <p>自立訓練（機能訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、身体機能の向上を図るための訓練を行う事業で、町内に施設がないため、近隣の施設を利用しており、引き続き近隣施設との連携を行います。 <p>自立訓練（生活訓練）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立した日常生活や社会生活ができるように、一定期間、生活能力の向上を図るための訓練を行う事業で、町内に施設がないため、近隣の施設を利用しており、引き続き近隣施設との連携を行います。 <p>地域活動支援センター事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設に通所する障害のある人に対して、創作的活動または生産活動の機会等を提供する事業で、町内に施設がないため、近隣の施設を利用しており、引き続き近隣施設との連携を行います。 <p>日中一時支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人等の日中における活動の場を確保し、障害のある人等の家族の就労支援及び障害のある人等の日常的に介護している家族の一時的な休息を図ります。

<p>ウ 経済的支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害のある人の地域での生活を支援するため、現行の経済的支援を維持します。
	<p>特別児童扶養手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体、知的または精神障害のある人で重度または中度の障害のある 20 歳未満の児童を監護している保護者に扶養手当を支給します。
	<p>障害児福祉手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の身体、知的または精神障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害の状態にある在宅の 20 歳未満の児童に福祉手当を支給します。
	<p>特別障害者手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 著しく重度の身体、知的または精神に障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の障害にある在宅の 20 歳以上の人に福祉手当を支給します。
	<p>経過的福祉手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従来福祉手当受給資格者のうち特別障害者手当の支給要件に該当せず、かつ障害基礎年金も支給されない 20 歳以上の人に福祉手当を支給します。
	<p>重度心身障害者介護手当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者手帳で 1 級若しくは 2 級の交付を受けている人かつ児童相談所の長の判定により重症心身障害者とされた子どものいる家族に介護手当を支給します。

2 保健・医療

【基本的考え方】

- 障害者が身近な地域に必要な保健・医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

(1) 早期発見・早期療養

■ 現状と課題 ■

保健・医療面においては、障害の予防と早期発見・早期治療が重要です。このため、乳幼児期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた保健サービスの充実を図るとともに、乳幼児健康診査をはじめとする各種健康診査の充実を図る必要があります。また、障害のある子どもに対する適切かつ継続的な対応を図るため、学校保健等を充実させるとともに関連機関との連携の強化が求められています。

【具体的な取組】

取組	内 容
ア 疾病の予防・早期発見の推進	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある子どもを早期に発見し、発達期になる乳幼児期に必要な治療と指導訓練を行うことによって、障害の軽減や基本的な生活能力の向上を図り、将来の社会参加へとつなげていくことが大切です。● 乳幼児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査等により、障害の早期発見に努めるとともに、障害のある子どもの保護者に対する訪問指導の充実を図っており、平成30年4月より、5歳児健康診査を行います。● 障害の原因となる生活習慣病等の予防や治療に関する体制の充実に努めます。
イ 精神疾患の早期発見・治療の推進	<ul style="list-style-type: none">● 精神疾患については、精神疾患に関する知識の普及と相談体制の整備等により、こころの健康づくりと精神疾患の早期発見・治療に努めます。
ウ 学校保健等の充実	<ul style="list-style-type: none">● 児童・生徒の健康の保持増進、生活習慣の指導等を行うため、健康教育や健康診断の充実を図るとともに、障害のある子どもに対する適切かつ継続的な対応が図れるように、福祉保健部門と教育部門及び小中学校との連携の強化を図ります。● 特に、子どもに様々なストレスが生じて不登校等の問題が生じている他、「少し気になる子ども」が増加しており、学校内における相談体制の強化、こども家庭センターとの連携の強化及びカウンセラーや専門医による相談事業の実施に努めます。

エ 健康の保持増進	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人に対する健康相談，健康教育，健康診査等の充実により，生活習慣病の予防，健康増進等に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに，閉じこもりがちな障害のある人を対象として，健康づくりに関する訪問指導に努めます。
-----------	--

(2) 保健・医療サービス

■ 現状と課題 ■

障害や疾病に対する医療機関の情報や，自立支援医療制度の周知はいまだ十分でないことから，これらを含む医療・リハビリテーションに関する相談体制や情報提供を一層強化する必要があります。

【 具体的な取組 】

取組	内 容
ア リハビリテーションの充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害を軽減し自立を促進するためには，リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており，広島県立身体障害者リハビリテーションセンターをはじめとするリハビリテーション医療機関の周知と利用の促進を図ります。 ● 身体障害のある人の場合，機能訓練に対するニーズがあることから，介護保険制度と連携して，機能回復訓練事業の充実を図ります。
イ 自立支援医療制度の周知と利用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成 18 年 4 月から公費負担医療（精神通院医療，更生医療，育成医療）が自立支援医療に変わりました。今までの利用者を含めて，自立支援医療制度の周知を図り，利用の促進を図ります。
ウ 医療費補助の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害に係る医療費負担の軽減を図るため，医療費補助の周知を図るとともに利用の促進を図ります。 <p>重度心身障害者医療費公費負担制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重度の心身障害のある人（子ども含む）が医療機関で医療を受けた場合の自己負担相当額を公費で支給します。 <p>〈対象者〉</p> <ul style="list-style-type: none"> * 身体障害者手帳保持者の内 1～3 級の人 * 療育手帳保持者の内㊤，A，㊦の人 <p>じん臓障害者支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ じん臓機能障害のため人工透析治療を必要とする人が，人工透析治療を行う医療機関へ通院する場合，支援金を支給します。

<p>エ 補装具費の支給</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 身体機能を補完・代替し、かつ長時間にわたって継続して使用される補装具の購入や修理のための費用を支給しており、このサービスの周知を図るとともに利用の促進を図ります。
------------------	---

(3) 精神保健と難病疾患対策の推進

■ 現状と課題 ■

精神保健は、精神疾患に対する正しい知識を持つことで、初期の段階で気づき、早期治療に繋がることで、重症化の防止も可能となります。本町でも、精神疾患の早期発見のため、精神保健相談や健康教育、訪問指導といった保健事業を実施しています。

障害者総合支援法により、障害のある人の範囲に難病等の人たちが加わり、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となりました。平成 29 年 4 月からは、対象となる疾病が 358 に拡大されたことから、難病患者に対する総合的な相談・支援のさらなる整備・充実が求められています。

今後、地域で暮らす障害者への支援のために、相談支援事業所を中心としたサポート体制を確立していくこととともに、町内での生活ができるよう環境整備について取り組む必要があります。

【 具体的な取組 】

取 組	内 容
<p>ア 精神保健福祉支援の情報提供及び体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅障害者の支援について、適切な情報提供を行います。 ● 適切なサービスや医療が受けられるよう関係機関と連携を行い、精神保健福祉に対する情報の提供や体制の充実に努めます。
<p>イ 障害者の社会復帰の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 国の指針に「福祉施設から地域生活への移行促進」「精神科病院から地域生活への移行促進」が掲げられていることから、今後地域で暮らす障害者への支援のために、相談支援事業所を中心としたサポート体制を確立に努めます。
<p>ウ 難病患者への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 難病患者のニーズに応じた適正な福祉サービスの提供に努めます。

3 教育，スポーツ・文化活動等の振興

【基本的考え方】

- 障害のある幼児や児童生徒が，合理的配慮を含む必要な支援の下，その年齢及び能力に応じ，かつその特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため，可能な限り障害のある幼児や児童生徒が，障害のない幼児や児童生徒とともに学ぶことができるよう，教育内容・方法の改善充実等を図ります。
- 障害のある人が円滑に文化芸術活動，スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう，環境の整備等を推進します。

(1) 就学前教育・保育・療育

■ 現状と課題 ■

インクルーシブ教育（障害のあるなしによらず，誰もが地域の学校で学ぶことのできる教育）においては，同じ場で共に学ぶことを追求するとともに，自立と社会参加を見据えて，教育的ニーズに応える指導を提供できる，多様で柔軟な仕組みを整備することが重要です。

発達面で「少し気になる子ども」が増えており，保育所においてこうした子どもへの対応を強化するとともに，別途療育教室を開催し，保護者と子どもの療育を支援しています。

小中学校においても，こうした子どもに対する個別の「指導計画」及び「療育支援計画」を作成するとともに，特別支援教育支援員を配置して，それぞれの子どもを指導しています。

今後は，障害のある子どもだけでなく，「少し気になる子ども」を含めて，一人ひとりの障害の程度に応じた，適切できめ細かな指導を行うため，町福祉保健部門及び教育部門と保育所，幼稚園及び小中学校の連携を一層強化する必要があります。

【具体的な取組】

取組	内 容
ア 療育に対する相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅の障害のある子どもの療育指導及び相談等に対応するため，家族からの相談をまず身近な相談機関（本庁福祉課や各支所町民課）で受け，療育指導に関する実績や経験のある専門機関と連携して，次のような事業を行います。 <p>障害児療育等支援事業(広島県が事業実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設が保有する専門機能を，外来(施設に来てもらい提供する)，訪問(家庭や地域の公共施設に出かけて提供する)，施設支援(保育所・学校等に出向き子どもとの関わり方等を指導する)等の方法によって提供するもので，本町も専門療育機関(福山市)から支援を受けて療育指導と相談に応じます。 <p>地域子育て支援センターでの相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門療育機関の職員が随時保護者の相談に対応しています。 <p>広島県福山子ども家庭センターの相談</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・広島県福山子ども家庭センターにおいて、障害のある子どもや発達気になる子どもに関する相談に応じるとともに、発達状況に関する検査を行います。
イ 就学前の療育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある子どもの健全な発達を促すために、今後も、保育所において障害のある子どもの受け入れを行い、障害のある子どもに対する正しい理解や障害のない子どもとの相互理解を促進する等、障害児保育を推進するとともに、研修の充実等により保育士の資質の向上を図り、保育内容の充実に努めます。 ● 「少し気になる子ども」とその保護者に対する「のびのび教室」や「るんるん教室」を開催し、保護者の子育て不安の解消を図るとともに子どもの発達を促す他、必要な母子に対しては専門療育機関を紹介します。
ウ 特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 従来の障害児教育の対象の障害だけでなく、LD(学習障害)、AD/HD(注意欠陥/多動性障害)、高機能自閉症も含めて、障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を推進します。 ● 各小中学校に配置している特別支援教育コーディネーター(教育的支援を行う人・関係機関との連絡調整するキーパーソン)を中心として、障害のある子どもを生涯にわたって支援する観点から、一人ひとりのニーズを把握し、関係者・機関の連携による適切な教育支援を効果的に行うため、障害のある子どもの教育上の指導や支援を内容とする「個別の教育支援計画」を策定するとともに実施、評価を行います。
エ 就学指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある子ども一人ひとりの発達状況に応じて、子ども本人及び保護者の共通理解のもとに、適切な進路選択が行われるように、就学に関する情報提供を十分に行うとともに、町福祉保健部門及び教育部門と保育所、幼稚園及び小中学校が密接な連携を図り、就学指導の充実に努めます。
オ 学童保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある子どもの学童保育については、神石高原町シルバー人材センターと連携して受け入れ体制の充実に努めます。

(2) スポーツ・文化活動等の振興

■ 現状と課題 ■

アンケート調査の結果をみると、「趣味やスポーツなどのサークル活動」、「自治会活動・祭りなどの地域行事」への参加希望はそれぞれ全体の2割程度となっていますが、障害のある人の社会参加に対する理解は不十分です。

地域の人たちの理解を深めるとともに、障害者団体が行っている各種活動に対する支援を強化し、福祉団体ボランティア団体等連携して多様な交流の場の確保を図る必要があります。

【具体的な取組】

取組	内 容
ア 交流活動の支援	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人の社会参加を促進する上で交流の場の確保が大事です。このため、障害のある人が自由に活動できる場の確保に努める他、障害者団体が自主的に行っている高原サロン、ソーシャルクラブ等の活動を支援します。
イ 文化・スポーツ活動の支援	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人の文化・スポーツ活動のニーズの把握に努め、多様な学習の場の提供を図るとともに、情報提供、指導體制の整備、グループの組織化等の支援を行います。● 障害者団体が主催する広域的なスポーツ大会や福祉大会を支援します。

4 雇用・就業、経済的自立の支援

【基本的考え方】

- 障害者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者に対しては多様な就業の機会を確保するとともに、一般就労が困難な者に対しては就労支援サービスの底上げにより工賃の水準の向上を図る等、総合的な支援を推進します。
- 雇用・就業の促進に関する施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障害者の経済的自立を支援します。

(1) 障害者雇用の促進

■ 現状と課題 ■

アンケート調査の結果をみると、障害のある人が企業等で働くためには、柔軟な勤務体制や障害特性に合った職業・雇用の拡大等の支援が求められています。

働き方に対するニーズは、障害の種別・程度によって異なっており、関係機関と連携してこうしたニーズへの対応を図る必要があります。

【 具体的な取組 】

取 組	内 容
ア 就労相談体制の充実と就労移行支援・訓練型施設の活用の促進	<ul style="list-style-type: none">● 就労を希望する障害のある人に対しては、ニーズに応じた就労支援を行います。このため、障害者就業・生活支援センターと連携して、障害のある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導、助言、職業準備訓練等の斡旋を行います。特に、障害のある人の身近な相談窓口として町福祉保健部門での相談機能を強化します。● 障害のある人一人ひとりがニーズにあった施設選択ができるように就労移行支援・訓練型施設の情報を収集し、紹介します。
イ 町内事業所の支援	<ul style="list-style-type: none">● 町内にある作業所に対して、役場業務の委託の推進、民間からの作業委託を促進、ホームページを活用した商品の販売促進等の支援を行い、施設運営の強化と通所している障害のある人の所得の向上を目指します。
ウ 通所にかかる費用の支援	<ul style="list-style-type: none">● 身体、知的または精神障害のある人で通所授産施設及び小規模通所授産施設に通所する人等に対して、通所費の負担を軽減して社会参加を促進するため、通所費補助金を支給します。
エ 一般就労の促進	<ul style="list-style-type: none">● 一般就労を希望する障害のある人に対しては、公共職業安定所（ハローワーク）と連携して企業の雇用情報を提供するとともに、役場福祉部門と障害者就業・生活支援センターが連携して、相談窓口を設置し、継続的な相談・助言を行います。● 町内及び周辺地域の事業所に対して、障害のある人の雇用を働きかけます。

(2) 福祉的就労対策の充実

■ 現状と課題 ■

民間企業での雇用が困難な障害者にとって、福祉的就労は、訓練を受ける場また、働く場として重要な役割を果たしています。

就労継続支援がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障害者に対する就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。

しかし、企業就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。

【 具体的な取組 】

取組	内 容
ア 工賃向上に向けた就労支援施設等製品の生産販売等への支援	<ul style="list-style-type: none">● 就労支援施設等の生産製品について、町のホームページや広報誌の掲載について支援し、事業所等で就労する利用者の工賃水準の向上への取組を支援します。● 道の駅等、地元における販売経路拡大を検討します。

(3) 経済的自立の支援

■ 現状と課題 ■

障害者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ、収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障害者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

今後も引き続き、障害年金や各種手当制度の他、各種割引・減免等の制度の周知及び利用促進に努める必要があります。

【 具体的な取組 】

取組	内 容
ア 年金・手当等の制度の周知徹底と利用の促進	● 各種年金・手当・助成制度について、周知に努力し、その利用の促進を図ります。
イ 日常生活用具の給付	● 障害者に対して、日常生活の便宜を図るため、それぞれの障害に合わせた日常生活用具給付を支援します。
ウ 補装具費支給と修理	● 身体障害者等に対して、日常生活の便宜を図るため、それぞれの障害に合わせた補装具の支給及び修理を支援します。
エ 身体障害者自動車改造費及び福祉車両の補助	● 身体障害者が、自ら運転できるように自動車の改造費用の一部を補助します。 ● 福祉車両に対する補助については、検討しつつ、他制度による助成の調査研究をします。
オ 身体障害者自動車運転免許取得に要する経費の助成	● 身体障害者の運転免許取得に関わった費用の一部を補助します。対象となる障害者拡大の検討を行います。 ● 広報を活用した周知を行います。

5 生活環境

【基本的考え方】

- 障害者が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障害者を取り巻く住環境の整備、障害者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障害者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

(1) 福祉のまちづくりの推進

■ 現状と課題 ■

障害のある人が安心・安全に地域で暮らすためには、道路、建築物等におけるバリアフリー化が重要です。このため、こうした考え方の普及啓発を図るとともに、障害者団体と連携して障害のある人が暮らしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

【具体的な取組】

取組	内 容
ア 福祉のまちづくりの普及啓発	<ul style="list-style-type: none">● 町の広報誌及びホームページ等を通じ、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「広島県福祉のまちづくり条例」、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの啓発に努めるとともに、障害者差別解消法の施行による、制度の周知や啓発を推進していきます。

(2) 居住環境の整備・バリアフリー化の促進

■ 現状と課題 ■

アンケート調査をみると、家族と離れてひとり暮らしをしたり、グループホームや福祉施設等で暮らしたり、希望する人が一定割合を占めています。

障害のある人が地域で自立した生活ができるように、受け皿づくりに努める必要があります。一方、障害のある人で家族と一緒に暮らす人については、現在の住まいで快適に過ごせるように支援する必要があります。

【 具体的な取組 】

取 組	内 容
ア 道路・建築物等の バリアフリー化	<ul style="list-style-type: none"> ● 県と連携して国道，県道や主要町道における歩道のバリアフリー化（車道部分との段差の解消，音声信号，誘導ブロックの設置等）を推進し，誰もが安心して通行できる歩行者空間の確保に努めます。 ● 公共建築物や不特定多数の人が集まる民間建築物については，誰もが安全で快適に利用できるように，「ハートビル法（高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律）」や「広島県福祉のまちづくり条例」に基づく整備を推進します。
イ 障害者団体と連携したバリアフリー化の取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> ● 「青麦の会」の作成した公共建築物のトイレ点検冊子「でかけようやあー神石高原町トイレマップ」を参考に，障害のある人用のトイレを整備しており，今後は新規施設の建築の際にも，引き続き整備を進めていきます。
ウ グループホーム・ケアホームの整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立した生活を希望する人や入所・入院中からの地域生活への移行を希望する人に対応するため，福祉サービスを受けながら共同生活するケアホームを社会福祉法人と連携して整備します。 ● 女性のためのグループホーム建設の要望等もあり，今後も町内外の社会福祉法人に対し，ニーズに応じたグループホーム・ケアホーム整備の実現に向け，継続的に働きかけます。
エ 公営住宅への受け入れ	<ul style="list-style-type: none"> ● 自立した生活を希望する障害のある人のために，公営住宅への入居希望に対応できるよう，入居要件等について検討を行います。
オ 既存福祉施設を活用した居住の場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ● 町内には高齢者向けの住宅として整備された高齢者生活福祉センター（居住施設），自立支援型グループホーム，ユ－ホーム等があり，こうした施設で空き室が生じた場合は，障害のある人の受け入れを検討します。
カ 住宅改修に係る支援	<ul style="list-style-type: none"> ● 障害のある人が住む住宅の改修にあたっては，次のような補助を行います。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">日常生活用具給付事業</div> <ul style="list-style-type: none"> ・手すりの設置，段差の解消，廊下等の滑り防止及び洋式便器への取替え等の改修に係る費用の一部を補助します。

(3) 移動交通手段の充実

■ 現状と課題 ■

障害のある人の移動支援のため、自動車運転免許取得費及び自動車改造費の支援を行っており、今後もこうした制度の周知及び利用促進を図る必要があります。

おでかけタクシーについては、身体障害のある人は福祉車両（リフト付き車両）で送迎をしています。タクシーは知的・精神障害のある人も利用できますが、予約が必要なことや乗り合い利用であることから、利用はわずかとなっています。また、社会福祉協議会では歩行困難な高齢者や障害のある人を介護している家族を対象に、リフト付き車両の貸出しを行っていますが、利用はわずかとなっています。

アンケート調査をみると、外出時に困ることについて「公共交通機関が少ない」との意見が多くなっており、移動交通手段の充実が求められています。

【 具体的な取組 】

取組	内 容
ア 移動支援制度の周知	● 障害のある人の移動を支援するための各種制度を、町の広報誌及びホームページや障害のある人の会合等で周知します。
イ 自家用車の利用促進	● 身体障害のある人の外出の利便を確保するため、運転免許取得費及び自動車改造費の助成を行うとともに、自動車税等の減免、駐車禁止規制の適用除外等の制度の周知を図ります。
ウ 福祉移送サービスの充実	● 障害のある人の家族に福祉車両の貸出しを行い、円滑な移動を支援する他、障害のある人が利用しやすい福祉移送サービスを検討します。
エ 乗合バス車両の改善	● 障害のある人が乗合バスを円滑に利用できるように、スロープ付き低床バスの導入の促進を乗合バス事業者に働きかけます。

6 情報アクセシビリティ

【基本的考え方】

- 障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障害者に配慮した情報通信機器提供の促進や、障害者が利用しやすい放送・出版の普及等、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を推進します。
- 障害者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進、支援機器の提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

(1) 情報収集・提供の充実

■ 現状と課題 ■

福祉サービスや市政等に関する情報をはじめとして、障害者が必要とする情報を入手する環境は、必ずしも十分なものとはいえません。

障害者調査による、福祉サービス等の情報の入手先としては、「かかりつけの医師や看護師」をはじめとして、「保育園、幼稚園、学校の先生」があげられています。

【具体的な取組】

取組	内 容
ア 情報アクセシビリティの向上	● 障害者が必要な時に必要な情報を手に入れることができるよう、情報アクセシビリティの向上に努めます。
イ 多様な方法・媒体による情報提供	● 町の広報誌やホームページをはじめ、電子メールやスマートフォン等、多様な方法・媒体で情報提供の充実に努めます。

(2) コミュニケーション支援の充実

■ 現状と課題 ■

視覚障害者・聴覚障害者等の自立と社会参加を進めるためには、コミュニケーションにおける支援も重要です。

今後とも、より多くの障害者に広く制度の周知を図り、利用を促進するとともに、町内において、手話のできる人が増えていくよう手話奉仕員養成に引き続き取り組んでいく必要があります。

【 具体的な取組 】

取 組	内 容
ア 意思疎通支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none">● 聴覚、言語機能その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳の方法により意思疎通を仲介する手話通訳者や専門員の派遣を行います。● 点訳・音訳による日常生活情報の提供を行います。

7 安全・安心

【基本的考え方】

- 障害者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進します。
- 災害発生時における障害特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。
- 障害者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

(1) 防災対策の推進

■ 現状と課題 ■

アンケート調査をみると、災害や緊急時における避難の際、「一人で避難ができる」と答えた方は4割弱であり、助けてくれる人の有無について「いない」「わからない」と答えた方は5割以上を占めています。災害や緊急時における支援体制の整備が求められています。

【 具体的な取組 】

取組	内 容
ア 緊急時の通報システムの整備	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人に対して、緊急時に迅速に情報が伝達されるように、障害の種別、家族の状況等に応じて、必要な情報伝達手段（ファックス、緊急電話等）の設置に努めます。● 障害のある人が安心して暮らせる環境を確保するために、自宅への火災報知器、緊急通報装置の設置等により、緊急時の通報体制の整備を行います。現在は障害者世帯のみならず全世帯に緊急通報システムを配置しており、今後は現在のシステムを運用していきます。
イ 災害時等の緊急時における支援体制の整備	<ul style="list-style-type: none">● 災害時等の緊急時に障害のある人や高齢者等の要援護者を迅速に支援するために、自治振興会による自主防災組織の設立を働きかけ、障害のある人や高齢者への支援体制の確立を図り、社会福祉協議会と連携してこうした活動を支援します。

(2) 防犯対策の推進と消費者トラブルの防止

■ 現状と課題 ■

障害のある人が犯罪被害に遭わないように、あるいは被害に遭ったときに素早く連絡できるような体制づくりが求められています。

【 具体的な取組 】

取組	内 容
ア 防犯ネットワークの確保	<ul style="list-style-type: none">● 障害のある人を犯罪から守るために、地域防犯活動の推進、警察等関係機関との連携、相談活動の充実を図る他、ファックス110番の制度の周知により防犯ネットワークの形成を図ります。

8 差別の解消及び権利擁護の推進

【基本的考え方】

- 社会のあらゆる場面において障害を理由とする差別の解消を進めるため、地方公共団体、障害者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、事業者や町民一般の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障害者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図ります。
- 障害者虐待防止法の適正な運用を通じて障害者虐待を防止するとともに、障害者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障害者の権利擁護のための取組を推進します。

(1) 障害を理由とする差別解消の推進

■ 現状と課題 ■

本町では、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律が施行されたことをうけ、通報があった際、迅速に対応できるよう県等関係機関と連携し、差別の解消に取り組んでいます。

今後も、国が作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（自治体向けマニュアル）」等を参考にして、県等関係機関との連携等を確認し、通報があった際の対応が迅速にできるように取り組みます。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が平成28年4月に施行され、これにより、何人も、障害を理由として差別すること、その他権利利益を侵害する行為は禁止されています。

障害者調査によると、障害があることで差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある人は30.9%（「ある」13.3%+「少しある」17.6%）となっており、依然として差別や偏見が根強く残っていることがうかがえます。

差別されたことや嫌な思いをする（した）ことのある場所としては、「住んでいる地域」や「外出先」、「学校・職場」、「病院などの医療機関」が多くなっています。

「合理的配慮」の考え方の認知度は、「知っている」9.4%、「聞いたことがある」15.7%と、認知度が高いとは言えない状況です。

【具体的な取組】

取組	内容
ア 障害者虐待の防止	<ul style="list-style-type: none">● 国が作成した「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（自治体向けマニュアル）」等を参考にして、県等関係機関との連携等を確認し、通報があった際の対応が迅速にできるように取り組みます。

(2) 権利擁護の推進

■ 現状と課題 ■

様々な権利関係がある社会において、人権や財産が侵害されることなく、安心して日常生活を送ることができるよう、障害者の権利擁護を一層推進するための体制づくりが求められています。

今後は、高齢化や障害の特性により、成年後見制度利用者の増加が予想されます。

日常生活自立事業は社会福祉協議会が窓口となるため、連携して利用を支援します。

また、障害者の権利擁護のためには、町広報誌、ホームページ等による広報の充実、関係機関との情報共有、連携の推進も併せて必要です。

【 具体的な取組 】

取 組	内 容
ア 成年後見制度利用支援事業や日常生活自立支援事業の情報提供と利用促進	<ul style="list-style-type: none">● 成年後見制度が有効と認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度や日常生活自立事業の活用等、障害者が地域において自立した生活を送れるよう、情報提供と利用を支援します。● 日常生活自立事業は、社会福祉協議会が窓口となるため連携して利用の促進を図ります。● 町広報紙等を活用して、制度についての周知を図ります。● 関係機関との連携を強化し、情報交換を積極的に行い、障害者の権利擁護に努めます。

9 行政サービス等における配慮

【基本的考え方】

- 障害者とその権利を円滑に行使できるよう、司法手続きや選挙等において必要な環境の整備や障害特性に応じた合理的配慮の提供を行います。
- 行政機関の窓口等における障害者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、ICT等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入する等、アクセシビリティへの配慮に努めます。

■ 現状と課題 ■

本町では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を施行しています。これに伴い、不当な差別的取扱いや合理的配慮の基本的な考え方、障害特性と対応を記載した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員向けガイドライン」を作成し、職員一人ひとりが障害に対する理解を深め、事務事業の実施にあたり適切な対応を行うよう努めています。

【具体的な取組】

取組	内 容
ア 障害のある人についての理解の促進と合理的配慮の推進	<ul style="list-style-type: none">● 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員向けガイドライン」に基づき、町職員の障害のある人に関する理解を促進し、窓口等における障害のある人への合理的配慮等に努めるよう徹底を図ります。

第3部 障害福祉計画（第5期）

第1章 計画の基本的考え方

国の基本指針及び障害者の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえつつ、次にあげる5つを基本理念とし、その推進を図ります。

基本理念1 障害者の自己決定の尊重と意思決定の支援

ノーマライゼーションの理念の下、障害の種別、程度を問わず、障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等を受けつつ、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービスに係る提供基盤の整備を推進します。

基本理念2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施と充実

障害福祉サービスの対象となる障害者の範囲を身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施するとともに、さらなる充実に向けた取組を推進します。

また、発達障害のある人や高次脳機能障害のある人は精神障害のある人に含まれること、難病等の方々が各種障害者手帳の有無に関わらず、障害福祉サービス、相談支援等が利用できることについて周知を図ります。

基本理念3 入所・入院等からの地域生活移行、地域定着の支援や就労支援等のサービス提供体制の整備

障害のある人の自立を支援する観点から、地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス提供基盤を整えるとともに、障害者の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域におけるサービス拠点づくり等地域の社会資源を最大限に活用した基盤整備を推進します。

基本理念4 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、次のような取組等を計画的に推進します。

- 地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくり。
- 地域の実情に応じた、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等に係る取組。
- 人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（医療的ケア児）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築。

基本理念 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障害児通所支援及び障害児相談支援については市町村を実施主体とし、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて引き続き障害児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図る。

さらに、保育所訪問等のサービス活用により、地域の保育、教育等の受け入れ支援体制の強化を図ることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

第2章 障害福祉サービスの事業量の推計

1 障害福祉サービス

障害福祉サービスについて、国の基本指針に基づき、事業の内容、過去の実績から想定される平成32年度における見込量を設定しました。

(1) 訪問系サービス

【事業内容】

①居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障害者の自宅にホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者に対してホームヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護等を行います。

③行動援護

知的障害、精神障害によって行動上著しい困難があり、常に介護が必要な障害者に対してホームヘルパーを派遣し、行動する際に生じる危険を避けるための援護や外出時における移動中の介護等を行います。

④重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害者に対し、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的にを行います。

⑤同行援護

視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者に対し、外出時において同行し、移動に必要な情報提供、移動の援護等を行います。

【見込量設定の考え方】

第4期計画では、平成29年度の見込み量を、利用量267時間/月、実利用者数20人/月としていました。平成28年度実績では、利用量362時間/月、実利用者数19人/月となり、見込量を上回っています。今後は新規利用や既利用者の高齢化により増加が見込まれることから、第5期計画では、これまでの利用実績や今後の利用者の見通しを基に算出しました。

【見込量】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
合計	利用量 （時間/月）	288	362	267	270	280	290
	実利用者数 （人/月）	0	22	20	20	21	22

※平成29年度の実績は見込量（以下、同じ）

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

【 事業内容 】

常時介護が必要である障害者に対して、昼間、入浴・排せつ・食事等の介護等を行うとともに、創作的活動、生産活動の機会を提供します。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、利用量652日/月、実利用者数33人/月としていましたが、平成28年度実績では、利用量692日/月、実利用者数33人/月となり、利用量では見込量をやや上回りました。

第5期計画では、実利用者数等の実績を基に、平成30年度以降の実利用者数を見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
生活介護	利用量 (日/月)	630	692	652	690	695	700
	実利用者数 (人/月)	30	33	33	35	37	40

②自立訓練（機能訓練）

【 事業内容 】

地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため支援が必要な身体障害者、難病患者等を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力向上のための訓練を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、利用量2日/月、実利用者数1人/月としていましたが、平成28年度実績では、実績がなく、見込量を下回りました。

第5期計画では、実利用者数等の実績を基に、平成30年度も利用者なしと見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (日/月)	0	0	2	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	1	0	0	0

③自立訓練（生活訓練）

【 事業内容 】

地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため支援が必要な知的障害者・精神障害者を対象に、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定の期間、生活能力向上のための訓練を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、入所施設から地域移行する人を見込み、平成29年度の見込量を、利用量6日/月、実利用者数2人/月としていましたが、平成28年度実績では、利用量14日/月、実利用者数1人/月となり、利用量では見込量をした上回りました。

第5期計画では、実利用者数等の実績を基に、平成30年度以降の実利用者数を見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
自立訓練 （生活訓練）	利用量 （日/月）	0	14	6	10	10	10
	実利用者数 （人/月）	0	1	2	2	2	2

④就労移行支援

【 事業内容 】

一般企業等への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を習得するための訓練等を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、利用量140日/月、実利用者数7人/月としていましたが、平成28年度実績では、利用量23日/月、実利用者数1人/月となり、見込量には至りませんでした。

第5期計画では、実利用者数等の実績を基に、平成30年度以降の実利用者数を見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
就労移行支援	利用量 （日/月）	23	23	140	40	50	50
	実利用者数 （人/月）	1	1	7	2	3	3

⑤就労継続支援（A型）

【事業内容】

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる65歳未満の人に、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を習得するための訓練を行います。

【見込量設定の考え方】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、利用量16日/月、実利用者数1人/月としていましたが、平成28年度実績では、利用量62日/月、実利用者数3人/月となり、見込量を上回りました。

第5期計画では、実利用者数等の実績を基に実利用者を見込み、利用見込量については、月ごと1人あたり利用量を基に算出しました。

【見込量】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
就労継続支援（A型）	利用量（日/月）	45	62	16	40	60	80
	実利用者数（人/月）	2	3	1	2	3	4

⑥就労継続支援（B型）

【事業内容】

一般企業等で就労経験があり、年齢や体力面で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人等に、生産活動その他の活動の機会を提供するとともに、その他の就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

【見込量設定の考え方】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、利用量870日/月、実利用者数50人/月としていましたが、平成28年度実績では、利用量641日/月、実利用者数39人/月となり、見込量を下回っています。

第5期計画では、実利用者数等の実績を基に実利用者数を見込み、利用見込量については、月ごとの1人あたり利用量を基に算出しました。

【見込量】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
就労継続支援（B型）	利用量（日/月）	759	641	870	650	700	750
	実利用者数（人/月）	44	39	50	40	42	45

⑦就労定着支援

【 事業内容 】

就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います。

【 見込量設定の考え方 】

第5期の計画では、成果目標である一般就労移行者数の平成32年度の目標値を参考に設定しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	—	—	—	2	4	6

⑧療養介護

【 事業内容 】

医療と常時介護を必要とする人に、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、第3期の利用実績がほぼ継続するものと見込み、平成29年度の見込量を、2人/月としており、平成28年度の利用実績と同様となっています。

第5期計画では、第4期の現利用者が引き続き利用するものと見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
療養介護	実利用者数 (人/月)	2	2	2	2	2	2

⑨短期入所

【 事業内容 】

自宅で介護する人が病気等の理由により障害者を介護することができない場合に、障害者施設支援等において、短期間、夜間も含め入浴・排せつ・食事等の介助を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、利用量68日/月、実利用者数9人/月としていましたが、平成28年度実績では、利用量18日/月、実利用者数2人/月となり、見込量に至りませんでした。

第5期計画では、平成29年度の見込量を基に設定しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
短期入所	利用量 （日/月）	27	18	68	70	80	90
	実利用者数 （人/月）	4	2	9	10	12	14

（3）居住系サービス

①共同生活援助（グループホーム）

【 事業内容 】

地域で共同生活を営むのに支障がない障害者に、主として夜間に共同生活を行う住居において、相談その他日常生活上の援助を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、利用者数20人/月としていましたが、平成28年度実績では、利用者数22人/月となり、若干した上回りました。

第5期計画では、地域への移行が進むのも見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
共同生活援助 （グループホーム）	実利用者数 （人/月）	22	22	20	22	23	24

②施設入所支援

【 事業内容 】

施設に入所する障害者に、主として夜間、入浴・排せつ・食事の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活の支援を行います。

※居住系サービスは主に夜間におけるサービスであり、就労や日中活動系サービスと組み合わせることで、障害者の地域生活を支援するものです。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、利用者数22人/月としていましたが、平成28年度実績では、利用者数22人/月と、ほぼ見込み量どおりとなっています。

第5期計画では、第4期計画における実利用者数の実績を基に見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	22	22	22	22	22	21

③自立生活援助

【 事業内容 】

一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者等について、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第5期からの新しいサービスのため、利用ニーズを参考に平成32年度の目標値を設定しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
自立生活援助	実利用者数 (人/月)	—	—	—	1	2	3

2 相談支援

(1) 相談支援体系

① 計画相談支援

【 事業内容 】

支給決定を受けた障害者又はその保護者が対象となるサービスが利用できるよう、障害者の心身の状況やおかれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情等を勘案し「サービス等利用計画」を作成します。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度末までにサービス等利用計画を作成すると想定し、平成29年度の見込量を、利用者数15人/月としていました。平成28年度実績では、利用者数16人/月と、見込量をやや上回りました。

第5期計画では、第4期計画における実利用者数の実績を基に見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	17	16	15	16	18	20

②地域相談支援

【 事業内容 】

I. 地域移行支援

精神科病院に入院している精神障害者が、退院して地域生活に移行するための住居の確保、その他の活動に関する相談や便宜を供与します。

II. 地域定着支援

精神科病院からの退院や家族との同居から一人暮らしに移行し、地域生活が不安定な精神障害者に対して常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、その他の便宜を供与します。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、地域移行支援、地域定着支援ともに利用者数1人/月としていましたが、平成28年度は実績がありませんでした。

第5期計画では、平成29年度の見込量に基づき見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

3 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

①障害者相談支援事業

【 事業内容 】

障害者や介護者等からの一般的な相談に応じ、必要な情報の提供及び、助言、障害福祉サービスの利用にあたって必要な援助等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のために関係機関との連絡調整、障害者の権利擁護のための必要な援助を行います。

【 見込量設定の考え方 】

障害者相談支援事業は、引き続き現状の事業所数で見込みました。

第5期計画は、第4期の継続としました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
障害者相談支援事業	事業所数	1	1	1	1	1	1

②自発的活動支援事業

【 事業内容 】

地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として市町村が設置します。

障害者の自立した地域生活を支援するため、障害者団体、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関等がネットワークを形成し、地域の実情に応じ、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整を行うとともに、地域社会資源の開発、改善等を行います。また、委託相談支援事業者の中立・公平性を確保するため、運営評価を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を1件/年としていましたが第4期計画では自発的活動支援事業を行っていません。

第5期計画も第4期計画を継続するものとします。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
自発的活動支援事業	件/年	0	0	1	0	0	0

(2) 成年後見制度利用促進事業

① 成年後見制度利用支援事業

【 事業内容 】

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者，精神障害者で，成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ利用が困難である者に，申立て経費等を助成します。

【 見込量設定の考え方 】

第5期計画では，1人を見込んでいます。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数 (人/年)	0	0	0	1	1	1

② 成年後見制度法人後見支援事業

【 事業内容 】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことのできる法人を確保できる体制づくりを行います。

【 見込量設定の考え方 】

平成27年度以降も事業要望もなく，実施体制も整っていません。成年後見人の活用を含めた基礎知識を習得するための研修会など，事業内容を検討し，第5期計画では，実施体制の整備に努めます。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
成年後見制度法人 後見支援事業	実施有無	0	0	0	1	1	1

(3) 意思疎通支援事業

【 事業内容 】

①意思疎通支援事業

聴覚，言語機能，音声機能，視覚その他の障害のため，意思疎通を図ることに支障がある方のために手話通訳者等を派遣します。

②手話奉仕員養成研修事業

手話奉仕員の養成研修を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第5期計画では，意思疎通支援事業の利用者を3人/年見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
意思疎通支援事業	実利用者数 (人/年)	3	8	3	3	3	3
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

(4) 日常生活用具給付等事業

【 事業内容 】

重度障害者（児）が自立した日常生活を送るために，必要な用具を給付します。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では，居宅生活動作補助用具（住宅改修費）を除く事業は見込み量に至っていません。

第5期計画では，第4期計画の利用実績に基づき見込量を設定しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	0	0	3	1	1	1
在宅療養等支援用具	件/年	4	1	5	2	2	2
情報・意志疎通支援用具	件/年	1	4	6	5	5	5
排泄管理支援用具	件/年	327	328	330	330	330	330
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件/年	0	1	2	2	2	2
合 計	件/年	332	334	347	341	341	341

(5) 移動支援事業

【 事業内容 】

屋外での移動が困難な障害者に、地域で自立した生活や社会参加をするために外出の支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、実利用者数15人/月としていましたが、平成28年度実績では11人/月となり、見込量には至りませんでした。

第5期計画では、第4期計画の利用実績に基づき見込量を設定しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
移動支援事業	実利用者数 (人/月)	11	11	15	12	12	12
	延利用時間 (時間/年)	—	—	—	160	160	160

(6) 地域活動支援センター事業

【 事業内容 】

創作的活動や生産活動の機会を提供することで社会との交流を深め、地域生活支援の促進を図ります。

【 見込量設定の考え方 】

第5期計画では、設置を見込んでいません。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
地域活動支援センター事業	か所数	0	0	0	0	0	0

(7) 日中一時支援事業

【 事業内容 】

障害者の家族の就労支援や障害者を日常的に介護している家族の負担軽減を図るため、障害者の日中における活動の場を確保します。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、実利用者数11人/年としていましたが、平成28年度実績では、実利用者数11人/年となり、ほぼ見込通りになっています。

第5期計画の延利用回数については、第4期の利用実績を考慮し見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
日中一時支援事業	実利用者数 (人/年)	9	11	11	10	10	10

(8) 理解促進研修・啓発事業

【 事業内容 】

障害者が、日常生活及び社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域の住民の方への働きかけを強化することで、共生社会の実現を図ります。

【 見込量設定の考え方 】

第5期計画では、実施を見込んでいません。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
理解促進研修・啓発事業	件/年	0	0	0	0	0	0

(9) 自動車改造・運転免許助成事業

【 事業内容 】

身体障害者の自立と社会参加を図ることを目的として、身体障害者自らが所有し運転する自動車の操行装置等の改造費や免許取得のための費用の一部を助成します。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、実利用者数3人/年としていましたが、平成29年度実績では、見込量には至りませんでした。

第5期計画では、第4期計画の利用実績を考慮し見込みました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
自動車改造・運転免許助成事業	実利用者数 (人/年)	0	1	0	1	1	1

(10) 福祉ホーム

【 事業内容 】

住居を求めている障害者が低額な料金で、居室その他の設備を利用するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する、障害者の地域生活を支援する施設。

【 見込量設定の考え方 】

第5期計画では、設置を見込んでいません。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
福祉ホーム	実利用者数 (人/年)	0	0	0	0	0	0

4 平成 32 年度に向けた成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

[目標値設定に関する国指針]

●施設入所者の地域生活移行者数に関する目標について

平成 32 年度末時点で、平成 28 年度末の施設入所者数の 9%以上が地域生活へ移行することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

●施設入所者数の削減に関する目標について

平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上削減することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (施設入所者数)	22 人	平成 28 年度末の施設入所者数（継続入所者（11）を減じた数）
目標年度入所者数	21 人	平成 32 年度末時点の施設入所者数（継続入所者（11）を減じた数）から定員増予定に伴う入所者数（10）を減じた数
目標値 (地域生活移行者数)	2 人	基準値（施設入所者数）のうち、平成 32 年度末までに施設入所から共同生活援助等へ地域移行した者の数。割合については、地域生活移行者数を基準値で除した値。国指針を勘案しつつ、県試算に沿って設定。
	9.1%	
目標値 (削減見込み)	1 人	平成 32 年度末段階での削減割合及び削減人数。 削減見込み数を基準値で除した値及びその計算値数。
	4.5%	

(2) 地域生活支援拠点の整備

[目標値設定に関する国指針]

- 地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等を、各市町村または各圏域に少なくとも一つ整備。(障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えたもの)

項目	数値	設定の考え方
目標値 (地域生活支援拠点整備数)	1か所	町内に複数所在する、地域相談支援を併設するグループホームや障害者支援施設の現況や、町在住者の意向を勘案し、平成32年度までに当該町の地域生活支援拠点として必要な機能の整備を図る。

(3) 精神障害者の地域移行

[目標値設定に関する国指針]

- 平成32年度までに市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

項目	設定の考え方
協議の場の設置	自立支援協議会を中心に、月1回の担当者会議を開催する。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労する者の数

[目標値設定に関する国指針]

- 平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (一般就労者数)	0人	平成28年度の一般就労者数
目標値 (一般就労者数)	2人	平成32年度において施設を退所し、一般就労した者の数。倍数については、基準値との比較。国指針を勘案しつつ、県試算に沿って設定。
	—	

②就労移行支援事業の利用者数等

ア 就労移行支援事業の利用者数

[目標値設定に関する国指針]

- 福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成 32 年度末における利用者数（サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間（暫定支給決定期間）を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者）が、平成 28 年度末における利用者数の 2 割以上増加することを目指す。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成 29 年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成 29 年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (就労移行支援利用者数)	1 人	平成 28 年度末の就労移行支援利用者数
目標値 (就労移行支援利用者数)	3 人 3 倍	平成 32 年度末の就労移行支援利用者数。倍数については、基準値との比較。国指針と県試算を勘案しつつ、市の実態を踏まえて設定。

イ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

[目標値設定に関する国指針]

- 就労移行率が 3 割以上である就労移行支援事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすることを目指す。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (就労移行事業所数)	0 事業所	平成 29 年度の就労移行事業所数
目標値 (就労移行事業所数)	0 事業所 —	基準とする事業所数のうち就労移行率 3 割超の事業所数。倍数については、基準値との比較。国指針に沿って設定。

ウ 就労定着支援事業を利用した 1 年後の職場定着率

[目標値設定に関する国指針]

- 各年度における就労定着支援による支援開始 1 年後の職場定着率を 80% から 100% とすることを基本とする。
- ※ また、同事業の効果を検討するため、今後、長期的な定着率も集計することも検討。

項目	数値	設定の考え方
基準値 (就労定着支援利用者数)	1 人	平成 32 年度末の就労移行支援利用者数想定 3 人のうち、平成 31 年度に 1 人が就労定着支援利用者として想定。
目標値 (職場定着率)	1 人	平成 32 年度の職場定着率を 100% と想定。

第4部 障害児福祉計画（第1期）

1 基本的考え方

本計画の基本的な考え方は、「障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方」より以下のように設定します。

- ◆ 障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育ちを支援します。
- ◆ 障害児及びその家族に対し、障害の疑いの段階から身近な地域で支援できるようにします。
- ◆ 障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- ◆ 障害児が地域の保育、教育等の支援を利用し、障害の有無にかかわらず児童がともに成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。
- ◆ 障害種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の充実を図るとともに、都道府県の適切な支援等を通じて障害児支援の均てん化を図りつつ、地域支援体制の構築を図ります。
- ◆ 指定通所支援等の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関等との連携を図ります。

2 児童福祉サービス

(1) 児童発達支援（福祉型）事業

【 事業内容 】

乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に，日常生活における基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練等を福祉サービスとして行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では，平成29年度の見込量を，実利用者数6人日/月としていましたが，平成28年度実績では，実利用者数9人日/月となり，実績が見込量を上回っています。

第5期計画では，実利用者数等の実績を基に実利用者数を見込み，利用見込量については，月ごとの1人あたり利用量を基に算出しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援 （福祉型）	利用量 （人日/月）	4	9	6	10	10	10
	実利用者数 （人/月）	3	3	3	3	3	3

(2) 児童発達支援（医療型）事業

【 事業内容 】

乳幼児健診等で療育の必要性が認められた未就学の児童に，日常生活における基本的な動作の指導，集団生活への適応訓練等を行います。福祉サービスに併せて治療を行うものです。

【 見込量設定の考え方 】

第5期計画では，医療型児童発達支援の利用が見込まれる量を参考に，見込み量を設定しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
児童発達支援 （医療型）	利用量 （人日/月）	0	0	0	1	1	1
	実利用者数 （人/月）	0	0	0	1	1	1

(3) 放課後等デイサービス

【 事業内容 】

学校に就学し、授業の終了後及び休業日に支援が必要と認められた児童に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、実利用者数5人日/月としていましたが、平成28年度実績では、実利用者数33人日/月となり、実績が見込量を大幅に上回っています。

第5期計画では、実利用者数等の実績を基に実利用者数を見込み、利用見込量については、月ごとの1人あたり利用量を基に算出しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
放課後等デイサービス	利用量 (人日/月)	1	33	5	35	35	35
	実利用者数 (人/月)	4	4	4	5	5	5

(4) 保育所等訪問支援事業

【 事業内容 】

保育所等に通う専門的な支援が必要と認められる児童を訪問して、集団生活に適應するための専門的な支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では、平成29年度の見込量を、実利用者数1人日/月としていましたが、平成28年度実績では、実利用者数0日/月となり、実績が見込量を下回っています。

第5期計画では、実利用者数等の実績を基に実利用者数を見込み、利用見込量については、月ごとの1人あたり利用量を基に算出しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
保育所等訪問支援	利用量 (人日/月)	0	0	0	1	1	1
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	1	1	1

(5) 障害児相談支援事業

【 事業内容 】

障害児通所支援を利用しようとする障害児の心身の状況，家庭環境，保護者の意向等を総合的に勘案し，サービスの適切な利用ができるよう計画を作成し，必要な支援を行います。

【 見込量設定の考え方 】

第4期計画では，平成28年度の実績では，1人であり，第5期計画では，障害児相談が増加傾向にあることを考慮し，見込み量を算出しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1	2	2	2

(6) 医療的ケア児支援調整コーディネーター事業（新規）

【 事業内容 】

医療的ケア児支援調整コーディネーターにより，医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて，支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図ります。

【 見込量設定の考え方 】

第5期計画では，医療的ケア児支援調整コーディネーターの利用が見込まれる量を参考に，見込み量を設定しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
医療的ケア児支援調整コーディネーター【新規】	人	—	—	—	1	1	1

(7)居宅訪問型児童発達支援事業（新規）

【 事業内容 】

障害児福祉計画（第1期）から始まる新しい事業です。

外出が著しく困難な障害児に対し、障害児の居宅を訪問する発達支援です。

【 見込量設定の考え方 】

第5期計画では、居宅訪問型児童発達支援へのニーズを考慮し、見込み量を設定しました。

【 見込量 】

区分	単位	第4期計画（実績）			第5期計画（見込）		
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
居宅訪問型児童発達支援 【新規】	利用量 (人日/月)	—	—	—	1	1	1
	実利用者数 (人/月)	—	—	—	1	1	1

3 平成 32 年度に向けた成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

[目標値設定に関する国指針]

- 児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、平成 32 年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本とする。
- 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村に設置された児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により、平成 32 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、平成 32 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本とする。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、平成 30 年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする。

項目	数 値	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所	町内に 1 か所もしくは、圏域で 1 か所の設置に努めます。
保育所等訪問支援を利用できる体制	1 か所	町内に 1 か所もしくは、圏域で 1 か所の設置に努めます。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1 か所	町内に 1 か所もしくは、圏域で 1 か所の設置に努めます。
医療的ケア児支援のための協議の場の設置	平成 30 年度設置	平成 30 年度を目途に、協議の場の設置に努めます。
子ども子育て支援	次表	障害のある児童の子ども・子育て支援の利用ニーズについて把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における受け入れに努めます。

	利用ニーズを踏まえた必要な見込み	定量的な目標（見込み）		
		平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
保育所・幼稚園	5	5	5	5
認定こども園	—	—	—	—
放課後児童健全育成事業	3	3	3	3